

令和5年度 予算審査特別委員会会議録（第2号）

令和5年3月13日（月曜日）
安平町議会議場（総合庁舎）

1 付託事件

No.	件名
1	令和5年第2回安平町議会定例会 議案第19号 令和5年度安平町一般会計予算について
2	令和5年第2回安平町議会定例会 議案第20号 令和5年度安平町国民健康保険事業特別会計予算について
3	令和5年第2回安平町議会定例会 議案第21号 令和5年度安平町後期高齢者医療事業特別会計予算について
4	令和5年第2回安平町議会定例会 議案第22号 令和5年度安平町介護保険事業特別会計予算について
5	令和5年第2回安平町議会定例会 議案第23号 令和5年度安平町公共下水道事業特別会計予算について
6	令和5年第2回安平町議会定例会 議案第24号 令和5年度安平町水道事業会計予算について

2 出席委員（10名）

職名	氏名	職名	氏名
委員長	鳥越真由美	副委員長	米川恵美子
委員	工藤秀一	委員	小笠原直治
委員	工藤隆男	委員	三浦恵美子
委員	箱崎英輔	委員	内藤圭子
委員	高山正人	委員	梅森敬仁

3 欠席委員

職名	氏名
委員	田村興文

4 委員外出席議員

職名	氏名
議長	多田政拓

5 説明のため出席した者の職氏名

(1) 町長事務部局

職名	氏名	職名	氏名
町長	及川 秀一郎	副町長	田中 一省
総務課長	木林 直樹	総務課参事	小板橋 憲仁
政策推進課長	渡邊 匡人	政策推進課参事	山口 崇
税務住民課長	下出 佳史	税務住民課参事	熊谷 泰裕
産業振興課長	森池 和哉	建設課長	塩谷 慎嗣
建設課参事	伊藤 富美雄	健康福祉課長	阿部 充幸
健康福祉課参事	池田 恵司	水道課長	蟹谷 光宏
水道課参事	谷村 英俊	総合支所長	大窪 好己
地域推進課長	村上 純一		

(2) 教育委員会事務部局

職名	氏名	職名	氏名
教育長	種田 直章	教育次長	永桶 憲義
教育委員会参事	佐々木 英生		

(3) 監査委員

職名	氏名
代表監査委員	小川 誠一

6 議会事務局出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	木林 一雄	課長補佐	石塚 一哉

会 議 の 顛 末

◎ 委員長挨拶

[委員長起立]

○委員長（鳥越真由美君） それでは予算審査特別委員会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。この度本特別委員会の委員長という大任をいただき、その職務の重さを実感しております。大変不慣れではございますが各委員の闊達な予算審査のご協力をお願いし、簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議の前にご報告します。5番田村委員より欠席の届け出がありますのでご報告します。

[委員長着席]

[開会・開議 午後1時00分]

◎ 開会・開議宣告

○委員長（鳥越真由美君） それでは只今より予算審査特別委員会を開会致します。只今の出席委員は10名であり、委員会条例第13条の規定により会議は成立致しますので直ちに本日の会議を開きます。

◎ 説明員の召集

○委員長（鳥越真由美君） 初めに本委員会の説明員につきましては委員会条例第18条の規定により町理事者、代表監査委員及び各課長、次長、参事、局長の出席を求めていますのでご報告致します。

◎ 会議録署名委員の指名

○委員長（鳥越真由美君） 次に会議録署名委員の指名方法についてはお諮り致します。本特別委員会の会議録は後日町民の閲覧など公開の用に供するものでありますので本委員会の会議録署名委員を会議規則第 123 条の規定を準用して委員長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（〔異議なし〕の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認めます。よって本特別委員会の会議録署名委員は、委員長において指名することに決定致しました。

それでは指名致します。

本特別委員会の会議録署名委員に

1 番 工 藤 秀 一 委員

8 番 箱 崎 英 輔 委員 を指名致します。

◎ 審査日程の決定

○委員長（鳥越真由美君） 次に付託事件の審査に入る前に日程及び審査方法について協議致します。お諮り致します、本特別委員会の審査日程は本日 3 月 13 日から 15 日までの 3 日間としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定致しました。

◎ 審査の方法

○委員長（鳥越真由美君） 次に審査の方法についてお諮り致します。審査の方

法は一般会計、各特別会計及び水道会計共に内容説明を受けた後、歳出から審査を行い歳出が終わり次第歳入の審査を行う事にしたいと思います。また、質疑の方法は一般会計の歳出については議会費のように少ない事業費目については款ごとに、総務費などの事業費目の多い款についてはそれぞれページごとに質疑を行うこととし、歳入についてはページごとに質疑を行う事にしたいと思います。特別会計についても一般会計と同様に質疑を行う事とし、水道会計については収益的支出、収益的収入、資本的支出、資本的収入の順にページごとに質疑を行い、各会計とも最後に総括的な質疑を受け、討論を行った後、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) 異議なしと認めます。よってそのように進めさせていただきます。尚、審議にあたりまして皆さんにお願いします。質疑は会議規則等に基づき議題外にわたらないように、かつ簡潔に行われますようお願いいたします。理事者側の答弁もそのようにお願いします。

◎ 令和5年第2回安平町議会定例会 議案第19号

○委員長(鳥越真由美君) それでは本委員会に付託された議案第19号、令和5年度安平町一般会計予算についてを議題と致します。説明を求めます。

[田中副町長挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 副町長。

○副町長(田中一省君) 議案第19号朗読。

議案第19号

令和5年度安平町一般会計予算について

令和5年度安平町一般会計予算を別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和5年度安平町一般会計予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により提案するものである。

それでは令和5年度安平町一般会計予算書をお開きください。

令和5年度安平町一般会計予算

令和5年度安平町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,327,011千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳入予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費、負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金)に係る予定額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費を各項の間の流用。

令和5年3月9日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和5年度安平町一般会計予算について提案説明いたします。令和5年度

の歳入歳出総額は83億2701万1千円、対前年度比マイナス14億7758万3000円、15.1%の減となり早来学園校舎建設事業の終了が主な要因の一つと言えます。

本予算の概要ですが、予算書7ページから9ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

まず歳入において前年度比で大きなものを説明しますと、1款町税は、固定資産税で蓄電施設等の追加などにより前年度比2億5394万1000円、13.1%の増。16款国庫支出金は早来学園建設事業に係る国庫負担金の減額などにより、前年度比マイナス6億1519万1000円、45.6%の減。19款寄付金は、災害支援金等の減額などにより前年度比マイナス1億5095万7000円、23.4%の減。20款繰入金は、まちづくり基金繰入金の増額などにより前年度比1億275万2000円、14.9%の増。23款町債は、早来学園建設事業に係る教育施設債の借入れの減などにより前年度比マイナス11億1463万2000円、72.7%の減となっています。また、歳入予算の構成割合につきましては依存財源である地方交付税が歳入全体の約29%を占め自主財源の町税は約26%の構成比となります。

次に歳出9ページをご覧ください。歳出における大きなところでは2款総務費は、サーバー機器等更新事業のシステム構築業務委託料の減などにより前年度比マイナス1億2543万8000円、11.0%の減、4款衛生費は、水道事業会計補助金の増などにより前年度比7850万5000円、18.7%の増。8款土木費は、遠浅酪農2号線改良舗装事業費の増などにより前年度比2億1190万円、25.7%の増。10款教育費は、早来学園建設工事の終了などにより前年度比マイナス17億5937万1000円、60.5%の減となっています。また、性質別歳出では人件費が13億7693万2000円、前年度比429万8000円、0.3%の増。扶助費は、4億1301万6000円、前年度比マイナス18万4000円、0.04%の減。普通建設事業費は、17億7811万9000円、前年度比マイナス18億4912万7000円、72.4%の減。災害復旧事業費は、8166万9000円、前年度比5865万2000円、254.8%の増となっています。

それでは歳出から説明いたしますので77ページをお開きください。

1款議会費は対前年度比224万9000円、3.9%の増で、前年度とほぼ同様の内容となっていますが、78ページ(3)議会運営経費8節に行政視察費用を計上しています。以下、歳出の説明は説明欄の事業別にその概要を説明します。

80ページ2款総務費は対前年度比マイナス1億2543万8000円、11.0%の減となります。1項1目一般管理費(1)表彰者等選考委員会運営経費は6名

の委員、次の（２）特別職報酬等審議会運営経費は7名の委員のそれぞれ報酬及び費用弁償で、81ページにまたがる（３）職員研修経費は人材育成計画に基づき職員研修を実施するもの。（４）情報公開経費は5名の委員の報酬、費用弁償です。82ページにまたがる（５）訟務経費は説明欄に記載のとおりで、（６）行政改革推進委員会運営経費は5名の委員の報酬、費用弁償です。83ページにまたがる（７）雇用対策事業はワークシェアリングとして14名の会計年度任用職員経費を計上しています。84ページにまたがる（８）庁舎事務機器経費はコピー用紙等の一般事務用品及び複写機使用料などで、その他については説明欄に記載のとおりです。（９）職員懲罰委員会経費は外部審査員2名の謝礼の計上で、（10）表彰等経費は町政功労者及び各功績者の方への表彰者記念式典の経費を計上しています。85ページにまたがる（11）その他一般管理経費はふるさと納税システム運用業務委託料の計上などですが、ふるさと納税の減少により前年度比で約2900万円減額となっております。12節職員採用試験業務委託料はオンライン媒体を活用した職員募集などを継続実施するもの、その他については説明欄に記載のとおりです。87ページにまたがる2目電子計算費（1）総合行政ネットワークシステム運用事業12節システム構築業務委託料は公共施設等のWi-Fi整備を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。（2）総合行政ネットワーク構築事業から93ページ（14）統合型GIS整備事業は説明欄に記載のとおりです。3目出納管理費は出納事務経費の計上で、95ページにまたがる4目財政管理費は財政事務及び契約事務経費の計上。96ページ5目職員厚生管理費は職員の健康管理経費や福利厚生経費を計上するものです。97ページにまたがる6目文書広報費（1）広報事務経費12節広報紙制作業務委託料は、新たに広報紙の制作を外部に委託する経費の計上。町史作成業務委託料は昨年度からの継続事業で、その他については説明欄に記載のとおりです。98ページ7目財産管理費（1）財産管理事務経費及び100ページにまたがる（2）庁舎管理経費は説明欄に記載のとおりです。（3）町有施設管理経費、102ページ12節土地分筆業務委託料及び分譲地土地調査業務委託料、14節分譲地水道整備工事及び分譲地下水道整備工事は、早来栄町地区の宅地分譲整備に係る経費の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。103ページ（4）公用車管理経費104ページ17節車両は、ハイブリット車1台を購入するもので、その他は説

明欄に記載のとおりです。(5) 町有施設再活性化事業及び105ページにまたがる(6) 福祉バス運行経費 8目自治会館施設費及び106ページにまたがる 9目地方振興費はいずれも説明欄に記載のとおりです。10目企画費(1) 企画調整事務経費は説明欄に記載のとおりで、107ページにまたがる(2) 総合計画策定事務経費は未来創生委員会委員12名の報酬と費用弁償、外部有識者謝礼の計上です。(3) デマンド交通運行事業は説明欄に記載のとおりで、109ページにまたがる(4) 地域公共交通対策事業18節地域公共交通二種運転免許取得費助成金は、新たに2種免許取得する者に対し費用を助成するもの。地域公共交通維持確保ハイヤー運賃等助成金は継続事業で、ハイヤー運賃の半額助成するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。(5) 町民参画推進事業経費は委員12名の報酬及び費用弁償の計上で、110ページ(6) 地域おこし協力隊活用事業は説明欄に記載のとおりです。(7) まちづくりファンド積立金はふるさと納税に伴う寄付金の積立てで、(8) 広域行政事務・事業経費及び111ページにまたがる(9) 男女共同参画推進事業は説明欄に記載のとおりです。111ページ11目まちづくり推進費(1) 自治振興事業経費は説明欄に記載のとおりで、(2) 基金造成事業(ふれあい基金)は、地域住民の一体感の醸成と地域振興を図る事業を実施するため合併特例債を活用し基金として積立てしているふれあい基金の利子分の積立てです。112ページにまたがる(3) 定住促進事業、114ページ18節民間賃貸共同住宅等建設支援事業助成金は子育て世代向けの住まいを確保するため民間賃貸アパートの建設者に対して助成するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。115ページにまたがる(4) コミュニティ運動経費は説明欄に記載のとおりで、116ページにまたがる(5) まちづくり事業支援交付金事業は町民のまちづくりへの積極的な参加を促すことを目的とし、団体等が自主的に行うソフト事業、ハード事業に対して共に8/10以内の支援を行うものです。(6) ふるさと会事業経費及び(7) 地域活性化起業人活用事業は説明欄に記載のとおりで、117ページにまたがる(8) 地区別計画協働づくり事業は地域コミュニティの再生に向けて地域課題の共有と解決に向けた取組を展開する地区別計画(実行プラン)を策定するための事業で、将来は実行プランの策定を通じその後の実践活動を含めた協働体制の構築を行うものです。12目交通安全対策費から119ページ14目公平委員会費までは説明欄に記載のとおりです。120ページ

15目財政調整基金費（1）財政調整基金積立金は基金利子分の積立てで、（2）市町村備荒資金組合納付金は説明欄に記載のとおり、（3）まちづくり基金積立金はふるさと納税による寄付金の積立て、（4）産業づくり基金積立金はふるさと納税による寄付金及び立木売払収入並びに森林環境譲与税相当分の積立て、（5）ひとづくり基金積立金はふるさと納税による寄付金を積立てするものです。121ページ16目諸費は説明欄に記載のとおりで、17目国民保護対策費は委員16名のうち支給対象者6名分の報酬、費用弁償の計上です。122ページにまたがる2項1目税務総務費（1）固定資産評価審査委員会は3名の委員の報酬、費用弁償で、（2）税務事務経費は説明欄に記載のとおりです。123ページにまたがる2目賦課徴収費は説明欄に記載のとおりで、3項1目戸籍住民基本台帳費から127ページにまたがる4項2目知事・道議会議員選挙費までは説明欄に記載のとおりで、参議院議員選挙費及び町長・町議会議員選挙費は廃目となります。128ページにまたがる5項1目統計調査総務費は説明欄に記載のとおりで、129ページ2目各種統計調査費は住宅・土地統計調査及び経済センサス等に係る経費を計上するもので、130ページ6項監査委員費は説明欄に記載のとおりです。

131ページ。3款民生費は対前年度比7120万2000円、5.2%の減で、1項1目社会福祉総務費（1）国民健康保険事業特別会計繰出金は保険税軽減分及び保険者支援分等の繰り出しで、（2）地域福祉推進事業経費18節地域支え合い活動推進交付金は、住み慣れた地域でお互いが助け合い支えあえる地域社会を実現することを目的に地域見守りネットワークの構築及び推進に取り組む自治会、町内会に1団体5万円を交付するもので、ボランティア資格取得支援事業助成金は福祉を支える人材の育成・確保のため町民が福祉ボランティアなどの資格を取得するに当たって必要となる経費を支援するものです。19節は安平町地域公共交通を利用し医療機関などへの通院及びまち中等への買い物をする高齢者・しょうがい者等の負担を軽減するため共通回数券を交付するものです。132ページ（3）医療給付ポイント還元事業は、ひとり親家庭等医療費助成、子ども医療費助成及び重度心身しょうがい者医療費の対象者で期間内に助成を1度も受けなかった者に対し行政ポイントを付与するもので、（4）社会福祉団体等補助金は社会福祉協議会への補助金です。133ページにまたがる（5）社会福祉事務経費7節は地域福祉総合検討推進会議委

員への謝礼で、その他については説明欄に記載のとおりです。134ページにまたがる2目国民年金事務費は説明欄に記載のとおりで、3目民生委員費(1)民生委員協議会経費は民生委員協議会の活動費交付金を計上し、135ページにまたがる(2)民生委員協議会事務経費は説明欄に記載のとおりです。136ページにまたがる4目社会福祉施設費は憩の家、創作研修館、かしわ館及びふれあい交流館みなくるなどに係る管理運営経費で、10節修繕料は社会福祉協議会追分支所の駐車場整備費の計上、その他については説明欄に記載のとおりです。137ページにまたがる5目ぬくもりセンター施設費14節ぬくもりの湯設備改修工事はミストサウナの更新事業でボイラーから電極式加湿器に入れ替えカーボンニュートラルに向け取り組んでいきます。その他については説明欄に記載のとおりです。6目ひとり親家庭等医療費から138ページ8目重度心身しょうがい者医療費までは道補助事業の福祉医療に係る事務費及び各医療費助成経費です。139ページ9目高齢者福祉費(1)高齢者福祉事務経費及び(2)高齢者団体等補助金は説明欄に記載のとおりで、(3)長寿祝金等支給事業は喜寿130名、米寿55名、白寿5名、百寿4名を予定し、(4)高齢者福祉施設保護措置事業費は苫小牧市の養護老人ホーム入所者1名分の委託料です。140ページにまたがる(5)北海道後期高齢者医療広域連合経費は後期高齢者医療等の負担金で、(6)後期高齢者医療事業特別会計繰出金は後期高齢者保険料の低所得者軽減分の基準内繰り出しです。141ページにまたがる(7)高齢者支援事業12節生活支援事業委託料は通院移送車運行、外出支援サービス及び除雪サービス等に係るもので、緊急通報システム通信受信業務委託料は緊急通報システム170台の受信業務です。18節高齢者交流事業交付金は敬老会開催交付金などで、住民福祉活動交付金は町内会やボランティア組織による高齢者宅の訪問活動等の助成で、見守り・啓発事業交付金は高齢者との交流活動に対し助成をするものです。19節は70歳以上の高齢者で介護保険の対象者を除き自宅に入浴施設のない方に助成をするものです。142ページにまたがる10目高齢者福祉施設費(1)高齢者施設管理運営経費は、ぽっぽ苑、はくと苑の管理運営経費で説明欄に記載のとおりです。(2)デイサービスセンター改修事業はデイサービスセンターサックルの車庫外壁の改修工事です。143ページにまたがる(3)しのめ交流館管理経費は説明欄に記載のとおりです。11目介護支援費(1)介護保険事業特別会計繰出金は介護給付費

及び職員人件費分等の基準内繰り出しで、(2) 在宅福祉事業12節は寝具洗濯乾燥消毒サービスで、19節福祉用具購入費助成金は歩行用杖、シルバーカー、風呂用マットの購入助成するものです。144ページにまたがる(3) 在宅介護支援センター運営経費は夜間、祝祭日の緊急時における高齢者の相談体制を民間事業所に委託するもので、(4) 介護保険利用者負担軽減措置助成事業は社会福祉法人が低所得者に行う介護施設や通所介護の利用料軽減分に対し助成をします。(5) 介護職人材育成・確保対策助成事業18節介護職人材育成・確保対策交付金は介護事業所の人手不足の解消と迫分高校生及び町内に在住する高校生の就職支援を兼ね、専門学校等で人材育成を行い地元の介護事業所に就職していただき人材不足を解消しようとするものですが、新たに対象範囲を18歳以上に拡大し実施するもの。外国人介護職人材確保事業助成金は介護事業所における外国人介護技能実習生等の受け入れ費用について補助を行うもので介護サービスの安定した供給を図るものです。(6) 安平町SOSネットワーク事業は徘徊が見られる認知症の高齢者等が行方不明になった際に各関係機関及び協力員と地域を結ぶネットワークにより早期に発見、保護することで行方不明者の生命を守ることを目的とするもので、(7) 介護保険施設入所者入院給付費助成事業は安平町における介護事業所の入所者が入院した場合において、給付費の対象とならない期間について町が独自に助成を行うものです。145ページ(8) 権利擁護人材育成事業は東胆振圏域における成年後見支援センター広域化に伴い苫小牧市社会福祉協議会に中核機関を設置するための事業として実施するもので、(9) 介護人材確保・育成対策事業は地域おこし協力隊事業を活用し介護人材の確保・育成を行うものです。146ページ12目しょうがい者福祉費(1) しょうがい者福祉事務経費は説明欄に記載のとおりで、147ページにまたがる(2) しょうがい者自立支援事業経費19節しょうがい者自立支援費はしょうがい者の利用するヘルパー、障害者支援施設に係る給付、車椅子、補聴器などの補装具の購入及び修理費に係る給付で、地域生活支援費はしょうがい者の外出支援、日中一事支援、入浴支援などに係る給付、しょうがい者医療費給付費は更正医療、育成医療、療養医療介護に係る給付で、その他については説明欄に記載のとおりです。(3) しょうがい者等交通費助成の特定疾患通院交通費扶助は特定疾患医療受給者証を所持されている方の通院に係る公共交通機関乗車料金の半額を助成す

るもので、しょうがい者通所等交通費扶助は自立支援医療受給者等の通所、通院に係る公共交通機関乗車料金の半額を助成するもので、148ページにまたがる(4)障害者相談員設置事業は身体障害者相談員1名と知的障害者相談員1名の謝礼です。2項1目児童福祉総務費(1)児童福祉事務経費は説明欄に記載のとおりで、(2)子ども・子育て会議運営経費は委員17名の報酬及び費用弁償の計上です。149ページにまたがる(3)日本型CFCモデル検証事業は日本ユニセフ協会主催による子どもの権利条約を具現化する活動、子どもにやさしいまちづくり事業を検証するものですが、フォーラム参加に係る旅費等を計上しています。(4)要保護児童対策地域運営協議会運営経費は要保護児童の送致や担当者会議などに係る旅費の計上で、2目保育所運営費は他町への保育所入所に係る委託料です。150ページにまたがる3目子育て支援費(1)児童館運営経費は早来児童センター、追分児童館に係る指定管理委託料の計上で、151ページにまたがる(2)子ども発達支援事業費は早期療育事業に係る経費で説明欄に記載のとおりです。152ページにまたがる4目認定こども園運営経費(1)認定こども園等運営経費14節は、はやきた子ども園の駐車場整備を行うもの。18節子どものための教育・保育給付費負担金は子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費等で、園児数に応じ国、道、町で応分の負担をするもの。児童福祉複合施設管理運営経費負担金は、おいわけ子ども園施設内に開設している早期療育に係る電気料等の負担金で、認定こども園運営費補助金は入園児の処遇向上、健康管理や職員研修事業、給食費軽減補てん事業に対する補助金。特別支援教育推進補助金はしょうがい児特別保育認定児に対する補助金で、子ども・子育て支援事業補助金は延長保育、一時あずかり保育、子育て支援センター運営経費に対する補助金。保育教諭確保事業補助金は不足している保育教諭を確保するため無資格者の資格取得の支援や人材バンク利用料を補助するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。153ページ5目児童手当費は説明欄に記載のとおりです。

154ページ4款衛生費は対前年度比7850万5000円、18.7%の増で、1項1目地域保健費(1)地域保健推進経費7節行政ポイントは各種保健事業の利用などにより付与するもので、155ページ18節新規看護師等雇用助成金は新たに看護師及び歯科衛生士を雇用した町内医療機関に対する助成金。専門医確保助成金及びかかりつけ医確保助成金はかかりつけ医の確保、整形外科、小児

科などの専門医の確保に対する助成金。医療機器等購入費助成金は外来診療強化のための医療機器等の購入や更新を実施する医療機関に対して助成を行うもの。町外通院移送車運行支援助成金は町内患者の利便性の向上のため第2次医療圏の医療機関との間において移送車を運行する医療機関に対して助成をするもので、その他については説明欄に記載のとおりです。156ページにまたがる(2)救急医療体制業務の救急医療啓発普及事業負担金は1市4町の第1次医療圏として休日夜間医療に係る苫小牧医師会への負担金で、広域救急医療対策事業負担金は1市4町による第2次医療圏として休日夜間の高度な救急医療に係る負担金で、小児救急(二次)医療支援事業負担金も同様に1市4町の負担分です。2目予防費(1)健康診査事業及び158ページにまたがる(2)健康教育事業は説明欄に記載のとおりで、159ページにまたがる(3)予防接種事業18節インフルエンザ予防接種料助成金は接種日時点で65歳以上の方、60歳から64歳の方のうち身体障害者手帳1級を持つ方、中学生以下を対象に予防接種料金を助成するもので、風しん予防接種助成金は妊娠初期における風しんの罹患による出生児の先天性風しん症候群を予防するため妊娠を希望する女性とその配偶者及び妊娠中の女性とその配偶者を対象に予防接種料金の半額を助成するもの。成人用肺炎球菌予防接種料助成金は65歳以上で前回の予防接種から5年以上経過している方を対象に自己負担金が3000円に消費税相当額を加えた額となるよう助成するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。(4)新型コロナウイルス接種対策事業は町外者の3月分に係る経費などを計上しています。160ページ及び161ページにまたがる3目母子保健費18節出産・子育て応援交付金は国が創設した妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援事業の実施における給付金で、妊婦交通費助成金は町外の産科医療機関で妊婦健診、出産準備、1か月健診を受診した際の交通費の一部を助成するものです。19節特定不妊治療費助成は子どもができずに不妊治療を行っている特定不妊治療費、男性不妊治療費及び不育症治療費の保険適用後の自己負担分を助成するもので、母子栄養強化食品支給費助成は満1歳までのお子さんがある世帯で町民税非課税世帯、双子以上で生まれたお子さん、ひとり親家庭、母親が感染症等により母乳で育てられないお子さんを対象にミルクを現物で支給するもの。その他については説明欄に記載のとおりです。162ページ及び163ページにまたがる4

目霊場費は斎場・墓地に係る管理経費を計上するもので、10節修繕料は追分斎場小動物炉の燃焼炉などの修繕を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。164ページにまたがる5目環境衛生費(1)公衆トイレ管理経費は追分地区旧交通公園横のトイレに係る管理経費で、(2)環境衛生事業経費は狂犬病予防接種に要する費用と居所不明者の所有地に係る草刈り経費で、12節ゴミ収集業務委託料は試験的に早来地区の高齢者を中心に家庭ごみの個別収集を行うものです。165ページにまたがる(3)環境衛生事務経費19節有料ゴミ袋子育て世帯負担軽減措置事業扶助は3歳未満の乳幼児の保護者、要介護3以上と認定された高齢者等を在宅で介護する者で、生活支援事業を利用している介護者に対して月10枚、年で120枚のごみ袋の支給を行うものです。166ページにまたがる(4)環境美化事業18節はゴミボックスの購入費4基分と修繕費助成金の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。(5)合併処理浄化槽設置整備補助交付事業は公共下水道事業区域外の生活雑排水対策として公共下水道の恩恵を受けられない地域のため合併浄化槽の設置費用等の一部を助成するもので、合併処理浄化槽設置整備補助金は合併処理浄化槽7人槽5基分、14人槽1基分を計上。また、水洗化等改造補助金は6基分を計上するものです。(6)再生可能エネルギー導入目標策定事業は2050年のカーボンニュートラルの実現及び地球温暖化対策の推進に関する法律を踏まえ安平町としての目標値並びに具体的施策等を計画化する事業で、(7)新エネルギー事業経費は説明欄に記載のとおりです。167ページ6目公害対策費(1)環境検査経費はゴルフ場流末の小河川、企業の放流水及び産業廃棄物処理場予定地の水質検査等各種検査に係る経費で、(2)公害対策事務経費、7節は不法投棄防止パトロール等の13名の環境マスターへの謝礼で、その他については説明欄に記載のとおりです。168ページにまたがる(3)空き家対策事務経費は空き家対策協議会委員8名の報酬及び費用弁償と担当者会議等の普通旅費の計上で、12節は空き家の流通の促進や空き家発生予防を図るために各専門家の相談員による個別対応とする空き家相談会を開催するもの。18節は安平町内の空き家住宅を購入や賃貸のためリフォームする場合などに助成金を支給するものです。169ページにまたがる7目保健センター管理費は説明欄に記載のとおりで、2項1目衛生組合費は安平・厚真行政事務組合の経費で、詳細は予算資料をご参照願います。2目し尿組合費

は胆振東部日高西部衛生組合の経費で、詳細は同じく予算資料のとおり。170ページ3項1目水道費（1）水道事業会計繰出金は水道事業会計への補助金です。

171ページ5款労働費は対前年度比6万8000円、0.6%の増で、1項1目労働諸費及び172ページにまたがる2目労働会館施設費は、それぞれ説明欄に記載のとおりです。

173ページ6款農林水産業費は対前年度比マイナス2986万3000円、7.7%の減で、1項1目農業委員会費は174ページにまたがりますが農業委員に係る経費が主なもので、内容は説明欄に記載のとおりです。2目農業総務費及び175ページ3目農業施設管理経費はそれぞれ説明欄に記載のとおりです。176ページ4目農業振興費（1）クリーン農業推進対策事業経費から177ページ（4）農業制度資金関係利子助成事業経費までは説明欄に記載のとおりです。（5）生産振興対策事業経費18節緑肥導入促進事業補助金は土地利用型作物の連作による土壌病害虫の発生により農地の生産力が低下し収益性の安定化に支障を生じないように対象緑肥作物を作付けした町内に1年以上在住する農業者及び農業法人に対して事業費の4分の1以内を助成するもので、地域農業支援システム整備推進事業費補助金は耕畜連携や農業機械等の共同利用等を行う農業団体等が地域の問題解決や活性化を図るために必要とする作業機械等の導入に対して500万円を上限に2分の1を助成するもの。土壌分析推進事業費補助金はバランスの取れた土づくりと作物の安定生産を図るため土壌診断費用1件あたり2分の1を補助するものです。178ページ（6）鳥獣被害防止総合対策事業経費18節狩猟免許申請手数料等助成金及びくくり罨購入費助成金は新規狩猟者の育成と人材確保のために免許取得に係る支援などを行うもので、179ページにまたがる（7）環境保全型農業直接支援対策事業経費は事業実施に伴い国、道及び町がそれぞれ負担する経費を計上したものです。（8）経営所得安定対策推進事業経費18節安平町農業再生協議会交付金は経営所得安定対策の推進、関係機関との連携、戦略作物の生産振興や米の需給調整のために組織された安平町農業再生協議会の営農計画や各種交付申請受付事務、担い手への農地集積推進事業に対して交付金を交付するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。180ページにまたがる5目畜産業費（1）畜産事務経費は説明欄に記載のとおりで、（2）畜産関係団体等補助金の草地

畜産基盤整備事業負担金は意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整えるために行う草地改良事業の町負担分を計上するもので、耕畜連携支援事業補助金は酪農家の自給飼料確保強化と耕種農家の輪作体系改善を図るため、耕種農家にデントコーン作付けを委託した酪農家に助成を行うもの。優良黒毛和種繁殖牛導入事業補助金は遺伝子情報の解析によりの確に後継牛を判断し繁殖牛群の高位平準化に努め、素牛市場における有利販売に繋げるための遺伝子検査に対する経費助成として1頭あたり4000円を補助するもの。酪農・畜産特別対策事業補助金は酪農畜産農家の基盤強化と経営安定を図るため、高位飼料生産に係る草地更新事業及び優良乳用牛導入保留に対して補助するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。181ページにまたがる(3)ホッカイドウ競馬協賛事業は説明欄に記載のとおりで、(4)公共牧場整備事業は旭陽牧場の草地整備事業に対する補助金の計上です。6目土地改良事業費(1)北海道土地改良事業団体連合会負担事業は説明欄に記載のとおりで、182ページにまたがる(2)土地改良事業費の12節及び14節は農地耕作条件改善事業により安平第4地区の暗渠排水工事1.15ヘクタールを実施し、18節多面的機能支払交付金は農業者及び地域住民が地域の農用地等の保全管理、農村環境の保全並びに農業用施設の軽微な補修等を行う活動組織に対して交付金を交付するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。183ページ7目安平川地区国営土地改良事業費は、追分地区の水田用水や畑地かんがい用水などの営農用水を確保する施設の維持管理経費を計上するものです。184ページ8目就農促進対策費(1)就農促進事業は説明欄に記載のとおりで、(2)農業次世代人材投資事業18節は後継者不足などにより農家数が減少していく中、農業以外の産業から就農に対して意欲のある方を発掘し農業の担い手を確保することを目的とし、農業経営を開始してから経営が安定するまでの5年間給付金を給付するもの。185ページにまたがる(3)新規就農者育成総合対策事業は農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため経営発展のための機械・施設等の導入費用の支援をするもので、その他については説明欄に記載のとおりです。186ページにまたがる9目ダム管理費、10節修繕料は受変電設備の修繕などで、その他については説明欄に記載のとおりです。187ページ2項1目林業総務費及び2目林業振興費(1)林業振興事務経費は説明欄に記載のとおりで、(2)林業振興事業経費12節森の輪作成

業務委託料は森の輪プロジェクト事業として生後8か月未満の乳幼児向けに木の輪を作成し配布するもの。188ページ18節森林・山村多面的機能発揮対策交付金は遊びながら学べる空間・施設の充実、森林資源の適正な保全と活用の推進を行うNPO法人ポラーナへの活動支援の町負担分を計上するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。189ページにまたがる(3)町有林管理経費13節は調査、地拵(じごしらえ)、下刈(したがり)を実施するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。

190ページ7款商工費は対前年度比4787万6000円、27.9%の増で、1項1目商工業振興費(1)企業誘致推進事業経費は191ページにまたがる12節は地方への「人・事業所・企業」の流れの促進に向け首都圏等から地方へのサテライトオフィスに関心・検討を寄せる事業所や企業の誘致を図るため、誘致コンシェルジュの配置や企業とのマッチングから商談機会へ繋げる取組みを行うものです。(2)中小企業融資事業は説明欄に記載のとおりで、(3)商工振興事業経費192ページ12節は後継者不在の個店等を対象とした事業継承者確保対策を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。193ページ(4)安平町商工会補助金18節安平町消費拡大地域活性化事業補助金は物価高の影響による家計への負担軽減と地域経済の活性化を目指し地域活性化プレミアム商品券の発行に係る経費を補助するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。(5)工業団地等管理経費は説明欄に記載のとおりです。195ページにまたがる(8)にぎわい交流館管理経費はラピアの維持管理経費の計上で、(7)仮設店舗設置事業経費は共同店舗用地の賃貸借料の計上で、196ページにまたがる(8)チャレンジショップ事業13節はトレーラーハウス設置場所の土地借上料の計上。18節チャレンジショップ事業補助金はチャレンジショップでの起業に必要となる設備や備品の整備に対する補助金で、その他については説明欄に記載のとおりです。197ページにまたがる(9)あびら起業家カレッジ事業は町内に不足する業種等のビジネスモデルの提案や首都圏在住の起業創業希望者のマッチングを図る「起業創業と移住」を連動させた取組みを展開するものです。

○委員長(鳥越真由美君) はい、すみません。ここで2時10分まで休憩します。申し訳ありません。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○委員長（鳥越真由美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。委員の皆様にお諮りします。副町長による提案説明を座って行ってもよろしいでしょうか。

（「どうぞ」という声あり）

○委員長（鳥越真由美君） はい、ありがとうございます。それでは提案説明を座って行ってください。よろしく願いいたします。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 2目観光費（1）故郷産品開発奨励事業18節地域ブランド化推進支援事業助成金は、地域資源等を活用した新ブランドの確立を目指し新たな特産品の開発や既存商品の付加価値向上の取り組みと道の駅で販売する商品開発に対する助成金、商品開発補助金は指定管理者が実施する道の駅メニュー開発に対する補助金で、198ページにまたがる（2）物産館管理経費14節物産館改修工事は老朽化した床やクロスなどの内部改修工事、（3）イベント経費は説明欄に記載のとおりです。199ページ及び200ページにまたがる（4）観光事業経費12節回遊交流事業委託料は道の駅への来訪者を町内店舗等に誘引し回遊交流を具現化する事業で、商品開発支援業務委託料は地域の稼ぐ力を高めるため地域資源を活かした商品開発に対して継続的に支援を行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。（5）観光協会補助金は説明欄に記載のとおりで、201ページ及び202ページにまたがる（6）道の駅運営事業経費1節報酬から4節共済費まではベジステ専任職員に係る経費の計上で、12節道の駅指定管理料は第2期指定管理期間の2

年目に係る指定管理料、観光プロモーション業務委託料はテレビ・ラジオ・雑誌などの各種メディアを活用した安平町全体のプロモーション業務に係る委託料、文化遺産PR事業委託料は道の駅のD51や近隣の文化遺産を活用し回遊促進と経済波及を図る事業に係る委託料で、18節道の駅プロモーション事業交付金は道の駅運営者が実施するプロモーションに対する交付金、道の駅交通警備負担金は公共施設としての負担分の計上、道の駅イベント事業交付金は道の駅の運営者による賑わい創出イベントに対する交付金で、直売所運営支援補助金はベジステの売上げ向上に向け生産者協議会が実施する近隣市場調査や情報発信などの魅力向上事業に対する補助金で、その他については説明欄に記載のとおりです。3目道央新事業創出促進事業費は道央産業振興財団派遣嘱託職員に係る人件費見合い分の負担金の計上です。

203ページ8款土木費は対前年度比2億1190万円、25.7%の増で、204ページにまたがる1項1目土木総務費から205ページにまたがる2項1目道路橋りょう総務費までは説明欄に記載のとおりです。206ページにまたがる2目道路維持費(1)道路施設等維持管理経費は説明欄に記載のとおりで、(2)町道補修事業は湯の沢富岡線田口地先雨水浸透施設設置工事及び追分市街2条線歩道修繕費等の計上、(3)除雪対策経費は説明欄に記載のとおりです。207ページ3目道路新設改良費12節は遠浅酪農2号線改良舗装事業の詳細設計委託料などの計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。208ページ4目橋りょう維持費12節道路橋点検業務委託料は町道橋12橋の定期点検に係る経費を計上するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。209ページにまたがる3項河川費1目河川維持費は準用河川及び普通河川の維持補修及び二級河川の樋門・樋管の管理費で、10節修繕料は新生川護岸整備工事の計上、その他については説明欄に記載のとおりです。210ページにまたがる4項1目都市計画総務費1節及び8節は委員10名の報酬及び費用弁償の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。212ページにまたがる2目公園費(1)町内公園管理経費及び213ページにまたがる(2)鹿公園管理経費は説明欄に記載のとおりです。214ページにまたがる(3)ときわ公園管理経費12節キャンプ場公園指定管理料は新たに指定管理業務として行うため計上するもので、14節はときわキャンプ場拡張部分の第2サイト造成工事で、その他については説明欄に記載のとおりです。215ページにまたがる3目緑化

推進費から216ページにまたがる5目公共下水道費までは説明欄に記載のとおりです。217ページにまたがる5項1目住宅管理費（1）公営住宅管理経費は説明欄に記載のとおりで、（2）住宅リフォーム助成事業は住宅の安全性や居住性の向上を図り移住定住の推進と町民が安心して住み続けられる住まいづくりを進めるとともに、町内住宅関連事業所を中心とする地域経済の活性化を図ることを目的に住宅リフォームに要する費用の一部を助成するもので、（3）住宅・建築物耐震化改修等事業は所有者自ら居住の用に供している住宅や昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断された住宅に対して耐震診断を実施した場合、補強設計を実施した場合は対象経費の3分の2、耐震改修工事を実施した場合は対象経費の23%をそれぞれ上限金額に設定して補助するものです。219ページにまたがる2目住宅建設費は説明欄に記載のとおりです。

220ページ9款消防費は対前年度比マイナス1442万8000円、4.3%の減で、1項1目消防組合費は説明欄に記載のとおりですが消防職員用防火服更新事業及び安平支署救助用資器材更新事業が含まれ、詳細は添付の予算資料をご参照願います。2目災害対策費（1）防災会議経費は委員17名のうち支給対象者6名分の報酬及び費用弁償の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。221ページ及び222ページにまたがる（2）防災対策事務経費は安平町災害時備蓄計画に基づき災害発生時の毛布や応急的な水、食料等の物資などを計画的に配置するもので説明欄に記載のとおりです。（3）防災体制整備事業は説明欄に記載のとおりです。

223ページ10款教育費は対前年度比マイナス17億5937万1000円、60.5%の減で、1項1目教育委員会費は教育委員4名の報酬及び費用弁償と教育長交際費などを計上。224ページ及び225ページにまたがる2目事務局費は説明欄に掲載のとおりです。3目義務教育振興費、226ページにまたがる（1）教育団体等補助金は各小中学校の関係団体等に係る負担金補助及び交付金で、早来学園開校記念式典交付金は記念品の購入や来賓招待などに係る経費で、その他については説明欄に記載のとおりです。（2）就学援助経費は要保護、準要保護世帯分と特別支援教育就学奨励費の計上。227ページにまたがる（3）学校施設管理経費は追分小・中学校に係る電気料、水道料、電話料などの共通

経費で、(4) 学校施設整備経費は早来学園整備事業の今年度分の事業費の計上となっており説明欄に記載のとおりです。228ページにまたがる4目教育振興費(1) 子供達と外国人との交流活動事業は外国語指導助手を活用した外国語活動を実施するもので、(2) 教職員経費は教職員健康診断委託料及び人間ドック負担金の計上です。229ページ及び230ページにまたがる(3) 教育振興経費は学校健診やフッ化物洗口、教育支援委員会及び学校運営協議会に係る経費の計上で、231ページにまたがる(4) 学校施設管理経費は説明欄に記載のとおりです。(5) 道立追分高等学校支援事業12節は英会話講師の派遣、18節はJ R利用定期代の全額補助や個人所有のパソコン端末の持込み利用に対応した端末購入の支援などを行っています。232ページにまたがる(5) 教育魅力化推進事業1節、2節、3節及び4節には地域プロジェクトマネージャー導入事業に係る人件費が含まれており、12節教育魅力化推進業務委託料は地方創生推進交付金事業、日本で一番世界に近いプロジェクト継承事業として早来学園を拠点にセカチカ事業で推進した事業や地域の教育活動と連携した学校の教育活動を展開し、児童生徒のふるさとへの愛着と誇りを育む教育、学校職員の負担軽減、更には学校と地域の一体感の醸成を目指すもので、その他については説明欄に記載のとおりです。233ページ5目教員住宅管理費は説明欄に記載のとおりです。234ページにまたがる6目スクールバス管理費17節は老朽化に伴い故障が頻発している早来地区のスクールバス1台の入れ替えを行うもので、その他については説明欄に記載のとおりです。235ページから237ページにまたがる2項1目学校管理費(1) 小学校管理経費は追分小学校の維持管理に係るもので、1節は特別支援教育補助員1名分の経費を計上するもの、2節は小学校公務補1名分の経費を計上、3節及び4節は会計年度任用職員に係るもので、その他については説明欄に記載のとおりです。2目教育振興費は追分小学校の経費で説明欄に記載のとおりです。3項1目学校管理費は240ページまでまたがりませんが追分中学校の維持管理に係るもので、1節は特別支援教育補助員1名分の計上、2節は公務補1名分の計上、3節及び4節は会計年度任用職員に係るもので、その他については説明欄に記載のとおりです。241ページにまたがる2目教育振興費は追分中学校に係る経費で説明欄に記載のとおりです。4項1目学校管理費は新設の項になりますが早来学園の維持管理に係るもので、1節は特別支援教育補助員1名分、

図書室図書整理事務補助員 1 名分の計上。242ページにまたがる 2 節は公務補 2 名、特別支援教育補助員 1 名、特別支援児童介助員 1 名、図書室司書 1 名、計 5 名分の計上で、3 節及び 4 節は会計年度任用職員に係るものです。244 ページにまたがるその他については説明欄に記載のとおりです。245ページにまたがる 2 目教育振興費は早来学園の経費で説明欄に記載のとおりです。5 項 1 目社会教育総務費（1）社会教育委員会経費は15名の委員に係る報酬、費用弁償などの計上。246ページにまたがる（2）青少年対策経費から248ページ（6）社会教育事業経費まではいずれも説明欄に記載のとおりです。249 ページにまたがる 2 目文化財保護施設費（1）文化財保護委員会運営経費は委員 7 名に係る報酬、費用弁償の計上で、（2）文化財保護施設事務経費及び 250ページにまたがる（3）郷土資料館管理経費は説明欄に記載のとおりです。（4）鉄道資料館管理経費は道の駅あびら D51ステーションに併設する鉄道資料館の施設運營業務、S L 車両整備や運行業務の委託などの経費の計上。18節は柏が丘公園におけるミニ S L の車両運行に係る交付金で、その他については説明欄に記載のとおりです。251ページにまたがる 3 目公民館費（1）公民館管理運営経費は説明欄に記載のとおりで、252ページにまたがる（2）公民館主催事業18節は社会教育団体自らが企画運営する学習活動等に対する助成制度で上限 8 万円で 6 件分の計上、その他については説明欄に記載のとおりです。253ページにまたがる（3）公民館図書購入事業は 1 節は追分公民館図書室図書整理事務補助員各 1 名分の計上で、2 節は追分公民館図書室図書司書員 1 名分の計上、3 節及び 4 節は図書室の会計年度任用職員に係るもので、その他については説明欄に記載のとおりです。254ページ及び255ページにまたがる（4）公民館施設管理経費は追分、安平、早来、遠浅の各公民館に係る経費で、254ページ12節防災支援施設改修工事実施設計業務委託料は早来町民センターと被災した早来研修センターとしらかば合宿所を集約し、災害時の避難場所、防災備蓄品の保管庫、ボランティアや自衛隊等の災害支援活動の拠点となるよう改修及び耐震化工事の実実施設計業務委託料の計上です。255ページ14節施設改修工事は町民の文化施設、集会施設でもあり災害時の避難所としても位置づけされております追分公民館と安平公民館にエアコンを設置するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。256ページにまたがる 5 項 1 目保健体育総務費（1）社会体育団体等補助金は説明欄

に記載のとおりで、(2) スポーツ推進委員会運営経費は16名の委員に係る報酬、費用弁償の計上、(3) 保健体育総務事務経費は職員の旅費及び諸会議負担金の計上です。257ページ2目生涯スポーツ振興事業費(1) 生涯スポーツ振興事業7節行政ポイントは健康寿命延伸事業参加者に対するもので、その他については説明欄に記載のとおりです。258ページにまたがる(2) 生涯スポーツ振興事務経費は説明欄に記載のとおりで、259ページにまたがる3目体育施設費は町内の体育施設の共通経費に係るもので、説明欄に記載のとおりです。4目学校給食費は263ページまでまたがりませんが、学校給食センターの管理運営経費1節及び7節は委員11名の報酬及び費用弁償の計上で、2節は管理栄養士2名分の計上、3節、4節は会計年度任用職員に係るもので、262ページ17節厨房備品は立体炊飯器、回転釜、脱水機及び電解次亜水生成器の更新を行うものです、その他については説明欄に記載のとおりです。5目スキー場管理費は安平山スキー場及び安平山パークゴルフ場に係る経費で(1) スキー場運営経費から264ページから266ページにまたがる(3) スキー場施設管理経費までは説明欄に記載のとおりです。6目町民プール管理費は説明欄に記載のとおりで、268ページにまたがる7目スポーツセンター管理費(1) せいこドーム維持管理経費17節は劣化が進んでいるアイスアリーナの製氷車を購入するもの、その他については説明欄に記載のとおりです。269ページ8目野球場管理費は説明欄に記載のとおりです。

270ページ11款災害復旧費は対前年度比5865万2000円、254.8%の増で、1項1目河川災害復旧費は昨年8月豪雨により被災した準用河川ニタッポロ川の災害復旧工事費の計上で、271ページにまたがる2項1目公立学校施設災害復旧費は早来中学校仮設校舎の解体工事に係る経費の計上、3項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費は早来小学校及び早来中学校の光ファイバ撤去工事を行うものです。

272ページ12款公債費は対前年度比マイナス2157万8000円、2.1%の減で、1項1目元金は定期償還分で、2目利子は償還利子及び一時借入金利子で説明欄に記載のとおりです。

273ページ13款給与費は274ページにまたがりませんが対前年度比264万3000円、0.2%の増で、特別職3名と一般会計支給対象職員131名、再任用職員7名にかかる人件費を計上しています。尚、給与費の明細につきましては277

ページから281ページに掲載していますのでご確認願います。

275ページ14款予備費は前年度と同額の計上となっています。

引き続き歳入を説明いたしますので10ページをお開きください。1款町税1項1目個人現年課税分は所得割の増により対前年度比4809万7000円の増、滞納繰越分は滞納繰越見込額1929万4000円の徴収率20%程度を見込んでいます。11ページにまたがる2目法人現年課税分は法人税割の増により対前年度比5511万6000円の増で、滞納繰越分は滞納繰越見込額59万8000円の徴収率10%程度を見込んでいます。2項1目固定資産税は12ページにまたがりますが、現年課税分は北海道電力蓄電施設等の追加などにより前年度比7307万5000円の増、滞納繰越分は滞納繰越見込額1億3409万9000円の徴収率1%程度に加え大口滞納者の収入を見込んでいます。2目国有施設等所在市町村交付金現年課税分は5年度分として通知のあった額を計上したもので、13ページ3項1目軽自動車税種別割現年課税分は3か年平均で見込み、滞納繰越分は滞納繰越見込額188万5000円の15%程度を見込んでいます。2目軽自動車税環境性能割は過去の実績から月平均で見込み、滞納繰越分は科目設定です。14ページ4項1目町たばこ税は実績などから前年度比170万5000円の増としたものです。5項1目入湯税は令和4年4月から徴収開始した目的税で、安平町では鶴の湯温泉が該当となります。実績などから前年度比103万円の増としたものです。

15ページ2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税は揮発油税の100分の42が町道の延長及び面積に応じ交付されるものですが、4年度までの決算見込みを勘案して前年度比で89万9000円、3.7%の増としています。2項1目自動車重量譲与税は自動車重量税の1000分の407を町道の延長及び面積に応じ交付されるものですが、同様に前年度比マイナス516万8000円、6.5%の減としています。3項1目森林環境譲与税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用として毎年各自治体へ譲与されるもので、実績などから前年度比279万6000円の増としています。

16ページ3款利子割交付金から23ページ10款国有提供施設所在市町村交付金までは4年度までの決算見込を勘案してそれぞれ計上しています。

24ページ11款地方特例交付金の減収補てん特例交付金は4年度までの決算見込みを勘案しています。2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は令和3年度から令和8年度までの間、固定資産税などの軽減措置による地方団体の減収を補填するために交付されるもので、実績などから当初予算で計上しています。

25ページ12款地方交付税の普通交付税ですが、国の地方財政計画における地方交付税の総額が18兆3611億円、前年度比で3073億円、1.7%の増となっています。まち・ひと・しごと創生事業費に対応した地域の元気創造事業費及び人口減少特別対策事業費に今年度同額の1兆円が確保される見込みです。また、地域社会再生事業費に4200億程度、地域デジタル社会推進費に2000億円程度と、いずれも今年度と同様に算定される見込みにより令和5年度予算の算定にあたってはこれらを勘案し前年度比でマイナス372万7000円、0.2%の減で、令和4年度の交付実績対比ではマイナス3億1318万円、13.2%の減となります。また、特別交付税は実績などを勘案し前年度比2354万6000円の増としています。

26ページ13款交通安全対策特別交付金は4年度決算見込から算出しています。

27ページ14款分担金及び負担金1項1目民生費負担金及び2目衛生費負担金は説明欄に記載のとおりで、3目農林水産業費負担金は農地耕作条件改善事業及び草地畜産基盤整備事業に係る受益者負担金の計上です。

29ページ15款使用料及び手数料1項1目総務使用料移住促進住宅使用料は2戸分の計上で、その他については説明欄に記載のとおりです。2目民生使用料から37ページにまたがる2項4目土木手数料までについては説明欄に記載のとおりです。

38ページ16款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費負担金は認定こども園運営に係るもので、39ページにまたがる児童手当負担金は説明欄に記載のとおりで、子育てのための施設等利用給付交付金は預かり保育事業の無償化に伴う国庫負担分を計上しています。しょうがい者自立支援給付費等負担金及びしょうがい者医療費負担金は事業費の2分の1をそれぞれ計上するもので、40ページ保険基盤安定負担金は国保基盤安定負担金保険者支援分として計上するもので、低所得者保険料軽減負

担金は介護保険料に消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行うものです。2目衛生費国庫負担金母子保健事業費負担金は記載のとおりで、3目災害復旧費国庫負担金は河川災害復旧事業に係る国費負担分を計上するものです。41ページ2項1目総務費国庫補助金1節総務費補助金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金は循環バス運行事業に対する補助金で、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため幹線バス等の地域間交通ネットワークと接続する地域内のバス交通運行に対して補助されるもので、デジタル基盤改革支援補助金は総合行政ネットワークシステム運用事業に係る標準化・共通化及びオンライン手続きに係る経費に対しそれぞれ補助されるものです。2節地方創生推進交付金はいずれも安平町における地方創生事業として計画するものですが、シティプロモーション事業から学校魅力化事業まで移住定住施策と連動したあびら教育プラン推進プロジェクト事業となります。2目民生費国庫補助金の地域生活支援事業費補助金は日常生活用具の支給や成年後見人制度利用支援等の補助金で、42ページにまたがる保育対策総合支援事業費補助金は広域的保育所等利用事業などに対する補助金、43ページにまたがる地域子ども・子育て支援事業交付金は子育て支援事業や放課後児童保育等に係る補助金です。3目衛生費国庫補助金地域自殺対策強化交付金は心の健康相談事業に対し交付されるもので、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は新型コロナウイルスワクチン接種体制対策事業経費に対し交付されるものです。感染症予防事業費等補助金は風しん抗体検査や予防接種費用などに対し対象経費の2分の1を計上するもので、44ページ出産・子育て応援交付金は国が創設した妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援事業に対するもの。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金は再生可能エネルギー導入目標策定事業に対し交付されるものです。4目農林水産業費国庫補助金から45ページにまたがる5目土木費国庫補助金までは説明欄に記載のとおりです。46ページにまたがる6目教育費国庫補助金の教育援助費補助金は特別支援教育奨励金に係るもの、学校施設環境改善交付金は早来小学校の解体工事などに係る国庫負担分として計上するもので、社会資本整備総合交付金は説明欄に記載のとおりです。7目災害復旧費国庫補助金公立学校施設災害復旧費補助金は早来学園のグラウンド整備事業及び早来中学校仮設校舎の解体事業などに対する補助金

の計上です。47ページ3項1目総務費委託金から3目農林水産業費委託金までは説明欄に記載のとおりですが、参議院議員選挙費委託金の減により約1100万円減少しております。

48ページ17款道支出金1項1目民生費道負担金の子どものための教育・保育給付費負担金は国庫負担金と同様で、49ページにまたがる児童手当負担金は説明欄に記載のとおりで、子育てのための施設等利用給付交付金はともに国庫負担金と同様です。しょうがい者自立支援給付費等負担金及びしょうがい者医療費負担金は事業費の4分の1を計上するもので、50ページ保険基盤安定負担金は説明欄に記載のとおりで、民生委員費負担金は民生委員活動に対する負担金で、低所得者保険料軽減負担金は国庫負担金同様のもので負担軽減に要する費用の4分の1を計上するものです。51ページにまたがる2目衛生費道負担金の保健事業費負担金は健康教育、健康診査に対する負担金で、養育医療費負担金は国庫負担金と同様のもの、2項1目総務費道補助金の電源立地地域対策交付金は小・中学校の燃料費に充当するもの、地方創生推進交付金は移住支援事業に対する補助金です。52ページにまたがる2目民生費道補助金の地域子ども・子育て支援事業費交付金は国庫補助金同様に子育て支援事業や放課後児童保育等に対する補助金で、多子世帯保育料軽減支援事業は保育料の軽減に対する補助金、53ページ地域生活支援事業費補助金は国庫補助金同様の内容で対象経費の4分の1を計上するもので、医療的ケア支援事業費補助金は重度心身しょうがい児のサービス利用時における看護師派遣に要する経費の補助金です。介護保険利用者負担軽減事業補助金は低所得者のサービスやショートステイの利用料の軽減等補助金で、老人クラブ運営事業補助金は説明欄に記載のとおりです。権利擁護人材育成事業費補助金は成年後見支援センター広域設置負担金に対する補助金で、54ページにまたがる4節医療給付事業費補助金は説明欄に記載のとおりです。3目衛生費道補助金妊産婦安心出産支援事業補助金は妊婦健診の際に町外産科医療機関を受診した場合の交通費を助成する制度に対する補助金、55ページにまたがる出産・子育て応援交付金は国庫補助金と同様のものです。56ページ及び57ページにまたがる4目農林水産業費道補助金及び5目土木費道補助金は説明欄に記載のとおりです。6目教育費道補助金中学校部活動指導員導入事業補助金は対象経費の3分の2を計上するもので、3項1目総務費委託金から59

ページにまたがる 3 目土木費委託金までは説明欄に記載のとおりで、民生費委託金は廃目となります。

60ページ18款財産収入 1 項 1 目財産貸付収入から61ページ 2 目利子及び配当金は説明欄に記載のとおりで、 2 項 1 目不動産売払収入の町有地売払収入は若草団地 2 区画分の計上をしております。立木売払収入及び62ページ 2 目物品売払収入は説明欄に記載のとおりです。

63ページ19款寄付金の一般寄付金はふるさと納税による寄付見込み、指定寄付金はふるさと納税による寄付見込み及び災害支援金等を計上しています。

64ページ20款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金は本予算の財源調整で、 2 目減債基金繰入金は令和 3 年度借入の臨時財政対策債の令和 5 年度元利償還金に充当するものです。 3 目まちづくり基金繰入金は安平町自治体DX推進事業、民間賃貸共同住宅等建設等支援事業、安平町消費拡大地域活性化事業や住宅リフォーム助成事業などに充当し、 4 目産業づくり基金繰入金は生産振興対策事業や畜産関係事業、造林推進事業などに充て、 5 目ひとづくり基金繰入金は新規就農対策事業やトッパースリート支援事業などに充当しています。 65ページ 6 目ふれあい基金繰入金は防災行政情報告知ネットワーク構築事業や観光協会補助金などに充てるもので、 7 目地域雇用創出推進基金繰入金は外部人材活用人材育成推進事業などに充てるものです。 8 目農業振興基金繰入金は農業振興資金貸付金として、 9 目育英基金繰入金は奨学資金給付事業、 10 目まちづくりファンド繰入金はまちづくり事業支援交付金や地区別計画策定・協働体制構築事業に充て、 2 項 1 目特別会計繰入金の国民健康保険事業特別会計繰入金は国保被保険者分のインフルエンザ予防接種助成等に係るもので、 66ページ介護保険事業特別会計繰入金は介護用品支給事業に係るものです。

67ページ21款繰越金は科目設定です。

68ページ22款諸収入 1 項 1 目延滞金から 3 目過料までは科目設定で、 2 項 1 目労働福利厚生資金貸付金元利収入から69ページ 3 目中小企業貸付金元利収入までは説明欄に記載のとおりです。 3 項 1 目衛生費受託事業収入は後期高齢者健診に係るもので、 2 目農林水産業費受託事業収入は土地改良区への技術支援に対する事業収入、 3 目土木費受託事業収入はフモンケ地区第 1 幹線排水路管理受託事業収入です。 70ページにまたがる 4 項 1 目滞納処分費か

ら4目弁償金までは科目設定。71ページにまたがる5目納付金は説明欄に記載のとおりです。73ページまでまたがる6目雑入は73ページのスポーツセンター指定管理者負担金は指定管理者より管理施設に係る電気料及び電気工作物保安管理業務料分の納付を受けるもので、その他についてはそれぞれ説明欄に記載のとおりです。

74ページ23款町債1項1目臨時財政対策債は国の地方債計画における増減率に合わせ交付実績対比で43.9%の減とし、予算額対比ではマイナス3983万2000円、50.5%の減となります。2目総務債から75ページにまたがる6目災害復旧債までは説明欄に記載のとおりで、農林水産業債及び76ページ消防債は廃目です。

続きまして6ページをお開きください。第2表債務負担行為はときわキャンプ場指定管理料が令和6年度から9年度まで限度額を5989万2000円とし、安平山パークゴルフ場ゴルフカートリース料が令和6年度から10年度まで限度額を100万5000円とし、それぞれ債務負担行為を設定するものです。

第3表地方債は町債の説明欄にある事業ですが、起債の目的、限度額については臨時財政対策債3901万2000円、防災支援施設改修整備事業850万円、地域医療提供体制維持費補助事業2830万円、合併処理浄化槽設置事業320万円、遠浅酪農2号線改良舗装事業5000万円、追分市街4号線改良舗装事業1530万円、早来小中学校整備事業1億1360万円、スクールバス更新事業4140万円、せいこドーム整備事業3430万円、追分公民館整備事業6420万円、安平公民館整備事業320万円、準用河川ニタッポロ川災害復旧事業570万円、早来中学校仮設校舎解体事業1270万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上、令和5年度安平町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ83億2701万1000円とするものです。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○委員長（鳥越真由美君） はい、ありがとうございます。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。一般会計予算書の77ページをお開きください。1款議会費について、77ページから79ページまで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので80、81ページ。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) なければ82、83ページ。

[三浦委員挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 82ページのところの雇用対策事業の部分。こちら金額が増えているようですが、どのような要因で金額が増えたのか。あと人数などもお知らせいただければと思います。

[木林総務課長挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 総務課長。

○総務課長(木林直樹君) 雇用対策事業の事業費対前年度比較で365万2000円。率にすると9.4%増えています。主な要因ですが、こちら昨年給与改定がありましたのでそれによる増。また、任用職員の異動によって若干増が出たところ。

雇用対策事業で計上しています会計年度任用職員については総体で14名の職員ということで、うちフルタイムが10名、パートタイムが4名の状況です。

○委員長(鳥越真由美君) よろしいですか。

○委員長(鳥越真由美君) それでは次に進みます。84、85ページ、質疑ありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 85ページのふるさと納税システム運用委託料の部分ですが、こちら昨年度細かく情報発信すると言っていましたがどのように今年度は進めるか。まずどのように働ける環境を作っていくか1点伺いたいのと、あと庶務管理システム保守点検業務委託料の増額要因を合わせてお知らせください。

[木林総務課長挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 総務課長。

○総務課長(木林直樹君) まずふるさと納税の関係ですが、令和4年度の実績

として、これはこれまでも実施してきた部分ですが寄付サイトを新たに3つほど増やして、当初1件だけだったのですが年々増加させた結果、4年度末で寄付サイトが8件のサイトを活用して募集を、ふるさと納税を募っていると。令和5年度についても新たに1件追加する予定です。その他細かなところになりますが受付サイトのページ、こちらは町の紹介ページがありますが、ここの内容を一部更新しているという部分と町のホームページについても内容について更新をしています。その他外部へのチラシの作成。昨年東京あびら会の方にも配らせていただきましたが、ふるさと納税をPRするチラシを独自で作成しました。あとは観光協会の方で広告出稿ということで実施していただいているところと、また商工観光課の方でもお礼品の拡充ということで魅力あるお礼品の開発に向けて取り組んできている状況です。

庶務管理システムの増額要因、こちらは55万5000円ほど増額となったものです。ここの庶務管理については勤怠管理システムを導入してまして、これが令和3年の10月に導入させていただきました。導入初年度については1年間保守点検を無償とすることとなっていましたので、その分令和5年度で1年分丸々保守点検委託料が必要になったということで増額となったものです。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 庶務管理の方はわかりました。ふるさと納税の方ですがかなり運用サイトも増やして経費も増額しているようですが、今のところ売り上げ利益30%を超えていい方なのかなと思うのですが、経費を増やした分利益を見込めるとして多分増額されていると思うのですが、どのように見込んでいらっしゃいますか。

〔木林総務課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 総務課長。
- 総務課長（木林直樹君） ふるさと納税システムの運用業務委託料の部分を申しますと、こちら前年度比較で2900万ほど減額となっています。ふるさと納税、この後歳入でご審議いただきますが、ふるさと納税で減少になっていることもありまして、今年度の決算見込みが減少になったということもありまして、その分来年度予算についても今年度実績で見込んだ結果2900万ほど減少になっているという状況にあります。細かな数字的なものも全体的なやつも説明した方がよろしいですか。よろしいですか、以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 私は85ページの委託料の職員採用試験の業務委託料の件についてお話を聞きたいと思っています。これオンラインシステムを通じて採用する枠幅全体に広げていらっしゃるということで。古い話になりますが採用というのはこの地域で集めてこの採用試験を行っていた経緯は過去にはあろうかと思えます。今はこのやり方が変わって色んなやり方があって採用するやり方を変えているのだらうと思うのですが、この350万を使ってどれぐらいの新規採用されているのか。また、これで集まり方としてどのような状態な滑り出しになっているのかについて説明ください。

〔木林総務課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） こちらの方は予算で計上させていただいておりますが今お話のあった町独自の採用募集をしている経費の計上でして、それと従来やってきている町村会主催の合同の試験の募集は継続してやっているのですが、やはりこれまでの課題として、なかなか人が集まらないという課題がありまして、町としてもできるだけ優秀な人材を確保したい思いもありまして、こちらは令和2年度から只今のオンラインを活用した求人サービスを継続して実施してきています。主に業務の内容なのですが、先ほどもお話ししましたオンラインですので色々な求人サイトを使って町のPRをしながら色々な方、全国的にPRをしながら色々な方に応募していただいている実態があります。それ以外として道内の大学にポスター等チラシ含めてお持ちしまして募集状況等についてPRをさせていただいていることもありまして、来年度以降についても更に募集の仕方を拡大するため道外向けにもPRをしていきたいと考えています。細かな話をするとまだまだ業務的にはあるのですが実績として独自試験でやっているところで申しますと、令和2年度でいくと応募者が12名、そのうち受験者はどうしても当日減るものですから受験者については10名。その年の独自試験での採用者は4名という実績があります。令和3年度については応募者が30名、受験者が27名うち採用者が5名という状況です。今年度ですが19名の応募がありまして受験者が15名ということで来年の4月1日採用予定者として4名を見込んでいるという状況です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

〔小笠原委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員。

○3番（小笠原直治君） 関連して今の項なのですが、令和2年度からやってきたという従来とは変わって委託含めてやってきたということですが。結果としてこれによっていい人材が集まったという判断なのか、そうではなくて従来どおりの形でもいい材料が集まったのではないかと。私はそんなお金をかけるとかっていうのはなくて、もっともっとわが町の町職員と働いていただきたいとなるには委託ではなく自ら町職員しっかりした形の中でやっていけばそれなりの経費っていうのは浮くだろうと思っているのです。それから自分たちだって安平町のホームページもあるからそれは安平町で流して色んなものもネットで流してやって、自分たちでやればそれなりのものが生まれてくるような気がするのですよ。そんな意味で私はそんなにかけていいのかなと思っています。でもまあ結果令和2年度からみたらいい人材が増えたって総務課長が言えばそうですかで終わりますけどもいかがですか。

〔木林総務課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 総務課長。

○総務課長（木林直樹君） 私の方から申し上げるのはおこがましいのですが、良い人材を採用してきていると、良い人材が集まってきているという部分ではそこは間違いなことかなと、この応募状況を見ても間違いなことかなと言えますが、一つ今委託している中で昨年度から実施している部分で事前に候補者の、採用予定者のインタビューを事前に1時間程度録画をして審査員、町長を含め審査員に事前に録画を見ていただいて、なかなか当日面接の中で限られた時間の中で応募者がなかなか自分の持っているポテンシャルを表現できない方も中には居ます。そういった人方の実際のところの人間というか性格的なものもこのインタビューによって実施をした結果、やはりインタビューとは当日の面接とは雰囲気の違いが違いまして、そのギャップというかその違いを採点の中に加味した中で最終的には面接だけやっている中でこちらの方で確認できない部分も事前のインタビューの録画を見て判断することもできたということで、より良い人材を採用することができたという結果が出ているということで自分の中では認識しているところです。

〔小笠原委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員。

- 3番（小笠原直治君） 私もかつて勤めていたJR北海道にしても今の若者っていうのは辞めるんですね。JR北海道の場合悲惨で3分の1、約半分ぐらい3年未満でやめていく現状なのですが。当町においてこの制度を入れてからこの令和5年度までの間にどうしても肌が合わないと辞めた職員の数っているのでしょうか、いないのでしょうか。

〔木林総務課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 総務課長。
○総務課長（木林直樹君） 採用して間もなく辞められた職員はここ3、4年で自分が来てからは令和2年でしたか採用後1週間、4日で辞められた職員もいますし、あと採用後1年未満で早期退職、途中退職した職員もいます。そういったことで、どうしてもここは予測がつかないところなのですが、そういった部分も途中退職という採用の、言っては悪いですが採用のミスマッチ的なものも事前にインタビュー形式によってこちらの方で確認することで本当の人物像というものを確認することによって長く仕事に就いていただける職員をこれからも募集していきたいと考えています。

〔及川町長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 町長。
○町長（及川秀一郎君） 1週間以内で辞めた職員というのは胆振町村会の従来の仕組みで採用した方ですし、もう一人については専門職で採用した方で、それも実家の事情で戻らなければならないという家庭の事情で戻ったことです。民間の採用方式、これは私の公約でやらせていただいたことで、これの結果的には非常に優秀な人材が集まってきていただいていると思っています。胆振管内の町村会での共通採用試験は例年9月第3日曜日、これ大体決まってやるのですね統一ですから。そうなってくると他の自治体とも試験日がどうしても重なってしまうということですから、なかなか同じ公務員を目指す人の奪い合いになってしまうのです。実際のところ安平町の受験者というのはここ最近は一桁台がずっと続いています。そういったことから若干名の採用というものを実人員で募集を掛けてみたり色々工夫したのですが、その実数がなかなか増えてこない、これは安平だけでなく洞爺を除く胆振管内全て同じ実態です。今回総務の担当者会議もあって復命を読ませていただきましたが、安平のやり方が先進例ということで事例の紹介もさせていただいたことであり、私も全道の町村会でやっている採用のやり方というのは全て研究もさせていただきました。そのやり方の良いところも色々取り入れながらも、ただしやはり実施の時期または面接の方法、これも1回だけでなく2回やったこともあります。グループワークでやったこともあ

ります。そのやり方も色々工夫しながら今現在安平町のやり方というところで見つけ出してきたことですので。辞めていく方というのはやはり民間でも公務員でも結果的には居ると思うのです。その欠員をすぐ次年度に補充できる。また、うちの2年前からやり始めているのはこの登録年度、採用決定してからこの3月までの間に他のところに決まっていて、両方合格通知いただいて、そして他に行くことによってうちを辞退するというので。そうなるとこれまで1年間欠員のまゝいっていたのですが、そこを名簿登録というところも若干名置くことによってそういったところの欠員も生じない形で採用することができた。その職員も現在頑張ってくれているということもありますので今の段階ではうまくいっていると思っていますが、いずれにしても職員がここに馴染めないとか色んな問題が出てきますからそこは総務担当のグループの方で定期的に面談をやったり、また採用して間際にそういった困り事がないかそういった相談をしながら、できる限り最初の1年間でやはり生活にも馴染めなかったり社会生活も馴染めない、仕事だけじゃなく、そういった課題もありますのでそういったところをフォローしていきながら現在採用については民間の部分と町村会の方を抱き合わせて両輪でやっているところです。

○委員長（鳥越真由美君） ありがとうございます。よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） では、ここで3時半まで休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時30分

○委員長（鳥越真由美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般会計の歳出の質疑を続けます。まず84、85ページもうありませんか。

〔内藤委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 内藤委員。

○9番（内藤圭子君） 今の職員採用試験の委託料だったのですが、どこに委託しているかと、どのように決めているかを教えてください。

〔木林総務課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 総務課長。
- 総務課長（木林直樹君） 委託先については株式会社ファンディングベースとなります。

決定の方法ですが、こちらは随意契約ということで見積もりを徴収しまして、そこで町の予定価格以内であればそこで決定という形で契約を締結している状況です。

- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。
- 9番（内藤圭子君） ありがとうございます。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。84、85ページ。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） なければ86、87ページに移ります。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 86ページ、87ページでそれぞれ聞きたいのですが。まず86ページのスマホ教室等運用業務委託料、こちらはどのような内容かというのとどれぐらいの実績見込みでの計上かが1点。
あと、そのすぐ下にあるシステム構築業務委託料、こちらの増額要因と。3つ目が87ページの備品購入費のパソコン及び関連機器等の購入についてどのような物を買うのか。その3点をお願いします。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 3つ質問いただきましたが、まず1つ目にスマホ教室の関係です。こちらについては現在高齢者向けスマホ教室、こちらが年間4回見込んでいます。プログラミング教室と言いまして小学生を対象としたパソコンタブレットに触れていただきながら教材を使いながらスキルを学んでいただこうと計画しているものです。その他にウェブサイト制作教室として安平町に拠点を持つ企業さんですとか個人事業主さんを対象とした各々の自社製のホームページの作り方を学んでいただく機会を作りたいと考えています。あと最後もうひとつ教職員向けのICT研修ということで、学校の先生を対象としたスキルアップに向けた視聴型サポート体制ということで予定させていただいています。
続いて2つ目のご質問のシステム構築の関係です。こちらについては大き

いものでいきますと音声議事録システムの導入、それと遠隔窓口サポート業務ということで総合庁舎と総合支所をパソコンモニター、ウェブカメラなどを設置しまして窓口の対応について住民の方が行き来することなくその窓口で担当者に画面を通して繋いで相談業務にあたるといった内容が主になります。それと公共施設のWi-Fi整備ということがあります。こちらについては安平公民館、遠浅公民館、追分公民館、スポーツセンター、ラピア、両消防署の設置を予定してまして。早来公民館ですが、こちらの令和6年度の改修工事に合わせてこちらの方は実施したいと考えています。その他にコンビニの住民票交付システムの構築、こういった経費が含まれています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○7番（三浦恵美子君） もう1つ。

○委員長（鳥越真由美君） もう1つ。あ、パソコン関連の方。

○総務課参事（小板橋憲仁君） ごめんなさい、3つ目のパソコンですね、パソコンの購入関連ということで、こちらは先ほど申しあげました教職員の教材用のタブレット5台、パソコン5台、教材ソフト5式ということで1式を計上させていただいている分と、あとその他に職場内と言いますか役場内でウェブ会議用で使うパソコン、専用のパソコンを設置したいということで、こちら今予算では25台計上させていただいています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） スマホ教室の委託料の関係は、どちらへどのようなことで委託をするのか、委託決定しているのかその方法をお知らせください。

〔小板橋総務課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 委託契約については今ご審議いただいて可決いただいた後、令和5年度4月以降の契約になろうかと思っておりますので現在のところはまだ業者の方は決定していません。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 契約の方法はどう想定を、随意ですか。

[小坂橋総務課参事挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） そこも具体的には決まっていらないのですが複数業者があるかと思しますのでそこの中で選定していきたいと考えていますが、高齢者スマホ教室については恐らく随契や入札かどちらかになっていくかなと考えています。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですね。

- 委員長（鳥越真由美君） 他に。

[内藤委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 内藤委員。
- 9番（内藤圭子君） 今の高齢者のスマホ教室ですが、去年もモネでしたっけ、バスの予約に使いたいということで高齢者にスマホを使えるようになってもらってバスの利用をスムーズにしたいということだと思のですけれど、年に4回やってそれで高齢者が使えるようになるのかなっていうのを去年も疑問に思っていたのですよね。役場がそのことをもっとしっかり進めようと思うのでしたら丁寧な、もっと高齢者に寄り添ったやり方をしないと本当に。後で出てくるのですが、そのアプリを使うための利用料も結構なお金が出ているということを見たので、そこはこの年4回やっていますというやり方ではなくて、もっとちゃんと使えるようになるような指導をしていった方がいいのではないかなと思いました。

[小坂橋総務課参事挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 予算上では年4回と計上させていただいていますが、私どもの方としてはそれだけでは恐らく使いきれの高齢者はそんなに高くないのではないかというふうに予測もしてまして、例えば各種団体さんが集まるような機会があればそこに職員も行って機種によっては色々使い方とか操作方法も違ってくると思いますが、職員ができる範囲というところも恐らくあるのではないかなと考えていますので、業者に委託する分は年4回ではありますが職員が出向いてってことも十分検討の余地があるかなと考えています。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

- 委員長（鳥越真由美君） 他になければ次に行きます。88、89ページ。ありま

せんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(鳥越真由美君) ないようですので90、91ページ。

[三浦委員挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) まず90ページのところのIC旅券用交付窓口端末機器導入経費。こちらはどのような事業内容かというのが1点。

あと91ページのエリア放送制作番組委託料、こちら昨年と同じ会社で同じ内容の契約かというこの2点を伺います。

[熊谷税務住民課参事挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 税務住民課参事。

○税務住民課参事(熊谷泰裕君) 私の方からIC旅券用交付窓口端末機の件についてお答えします。こちらについてはパスポートの申請及び交付を役場で行っているところなのですが、交付の際に使用する端末機器を購入するものでして、今回購入するのが総合支所で使っている端末が5年の保守期間が切れるものですから更新する予定となっています。以上です。

[小坂橋総務課参事挙手]

○委員長(鳥越真由美君) 総務課参事

○総務課参事(小坂橋憲仁君) エリア放送の番組制作委託の関係でご質問いただきましたが、こちらについては前年度比で4万6000円ほど減額にはなっていますが、現在予算計上額とさせていただいている分については今現在内部で調整と言いますか協議はしていますが、この予算の中で新たなやり方というか委託の仕方というのを検討してまして、例えば町外に向けた発信の映像ですとか町内外に問わない映像ですとか、従前どおりの安平の出来事をお伝えするようなものというような大きな括りの中で色んな委託と言いますか委託先それぞれ分かれてしまうかもしれませんが、今のところは色々な手法と言いますかやり方を考えてまして、これまで1社限定と言いますか1社に委託を全額させていただいていましたが、5年度についてはそうではなくて見直しをかけつつ、新たな方法でやっていきたいと考えています。以上です。

[三浦委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） ではこちらは今までの見直しをかけて方法と委託先を変えて、それでまた検証して次年度以降も見ていくということによろしいですか。

[小坂橋総務課参事挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 令和5年度については今お答えさせていただいたとおり色々な手法も考えていますので、その結果も当然検証が必要になってくると思いますので。それが良かったのかどうかは1年後でないと結論が出ないのかもしれませんが費用も高額ですので、この辺についてはしっかり取り組んでいきたいと考えています。以上です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。
- 委員長（鳥越真由美君） 他に90、91、なければ次に進みます。92、93ページ。

[高山委員挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 高山委員。
- 10番（高山正人君） 92ページの工事請負費のエリア放送の受信対策工事なのですが。まだ電波が届かないという地域があってまず対策を打たなければならないということなのか、それとも古くなったので更新をしていかなければならないのか、その辺について説明をお願いします。

[小坂橋総務課参事挙手]

- 委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。
- 総務課参事（小坂橋憲仁君） 結論から申し上げますと今議員がおっしゃった両方があります。元々その住環境というか電波の入りが弱いお宅もありまして、周りの住宅地の周りに木があったのを伐採したことによって電波の跳ね返りがなくなったというので受信ができなくなったお宅もあります。逆に建物が建ってアンテナが届かなくなった、電波が届かなくなったご家庭もあるようでして、そういったご家庭に対して受信対策をすることでアンテナの角度を変えたりブースターの交換だったりといったことで対応させていただいてまして。だんだん年数の件数的には少なくなってきていますが、毎年予算計上させていただいていますので、少しずつ広報紙等を使ってPRもし

ていきつつ、少しでも受信の件数とか見られるお宅を増やしていけたらいいなと考えています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 92ページの上の方の著作権使用料ですが、今ご説明あったように町外へ発信したり番組の変更を考えているのであれば、著作権法に引っ掛かるような、引っ掛かるということはないですね。著作権の使用料が必要となるようなそんな放送をしなくても済むような、そういう番組編成をしたらいかがですか。町内発信のものを多くするとそういうことができるのではないかなと思いますけどいかがですか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） 只今ご質問いただきました著作権使用料の関係ですが、こちらについては番組で使っています音楽といいいますか映像と一緒に流している音楽の使用料でジャスラックですとか日本レコード協会、日本芸能団体協議会というところにお支払いしている使用料の分ですので、映像に関して云々という著作権ではありません。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。例えば芸能発表会の部分で音楽を流して、その芸能で踊っている部分に対してこれらも著作権の方に含まれるというところですよ。以上、補足します。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 放送で流しているBGMみたいな音楽のことですか。それ必要ですか。あまり一日中私テレビを見ているわけではないのでわかりませんが必要な情報だけ流すという方法もあろうかと思えますけどいかが

がですか。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 先ほども言いましたとおり、その映像ではなく映像を映したものに対して音楽だとかそれらにかかるジャスラックという音楽。例えば芸能であれば踊りを踊っているやつを映せばその芸能の部分での著作に対して、民謡だとか色んな部分の映しているものに対しての著作権がこちらの方で使用許諾が必要なので払っているという形です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 92、93で他に。

〔工藤委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 工藤秀一委員。

○1番（工藤秀一君） 92ページが一番下の方の議会中継システムの事業のことですが。昨年2、3回議会中に映らないってことがあったと思いますが、これの原因とか対策ってできたのかどうか確認したいと思います。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） 不具合があって映像を流せなかったということが確かにありました。その中で業者と連絡を取らせていただいて原因を追究させていただいたのですが、機械というところもありますのでなかなか詳細のところまではいかなかったのですが、部品等交換したら不具合はなくなったということで報告は受けていまして。議会中継と言いますか議会始まる前までには何度かチェックと言いますかテストをさせていただいている中でやらせていただいています。以上です。

〔工藤秀一委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 工藤委員。

○1番（工藤秀一君） 今のところ様子を見ているということになりますか。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） 様子見と言えは様子見かもしれないですが、不具合が起きないように事前に試験、チェックを行いながらやらせていただいているところがありますので。先ほども言いましたとおりなんせ機械というところもありましてなかなか私どもが見てもなかなか原因という細かいところのチェックまではできないのが現状ですので、不具合があればすぐに業者と連絡とらせていただいています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようですので次に移ります。94、95ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 94ページの派出業務公金取扱事務経費、こちら減額かなりしているのですがその要因をお知らせください。

○委員長（鳥越真由美君） 2節の派出業務のところどなたですか、答えられるの。

（理事者側協議）

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長、お願いします。。

○町長（及川秀一郎君） 会計課長はこの席には今いなく自席で見えてはくれているのですが。派出の関係で減額ということですが、今道銀の派出に来ていただいている方を見直ししていくということを道銀さんとも打ち合わせをさせていただいて最終的には道銀さんの職員ですが、町側の方で採用していきながら臨時で、会計年度職員になろうかと思いますが、そういった形で採用して行っていくという一環だというふうに認識しています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他に94、95ページいらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ96、97ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 96ページで何点か伺いたいのですが。まずこちら前に聞いていたら申し訳ないのですが、町史編纂委員のこの構成人数と詳細をお知らせいただきたいのが1点。

委託料のところの広報紙製作業務委託料、こちらはどこに委託するものなのかが2点目。

あとは3点目、広告媒体運用業務委託料。こちらフェイスブックからも広告すると言っていたのですが昨年度。フェイスブックから移住に繋がった例はあるか。今年度はどのように進めるか、この3点をお願いします。

〔小坂橋総務課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 総務課参事。

○総務課参事（小坂橋憲仁君） まず一つ目の町史編纂委員の関係ですが、こちらについては年間を通じてお一人の雇用です。

それから委託料の広報紙制作業務の関係ですが、今現在地域おこし協力隊の方に広報紙の業務の一部を担っていただいておりますが、こちらについては今のところ令和5年度については入札という形で新たに。やっていただいた部分を業務委託するということで予定させていただいております。

それと広報媒体運用業務ですが、こちらについては議員がおっしゃったようにフェイスブックの部分で子育て関係のもの、移住定住というところで中心に配信をさせていただいております。それが実際移住定住に繋がったかどうかのご質問だったかと思うのですが、少しずつではありますが見聞と言いますか見ている方が増えているということなので、少しずつ効果というのは上がってきているのではないかなと捉えています。以上です。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他に。

〔工藤秀一委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 工藤秀一委員。

○1番（工藤秀一君） ここの構成、管理になるのかなと思うのですが違っていたらすみません。職員の健康管理のところでもストレスチェックとか色々やっていますがハラスメント対策はどうかかなと思って。今社会的にも色々な

ハラスメントがあってそこそこで色々対策していると思いますが。昨年4月にパワハラ防止法というか中小企業にも防止措置が義務化されているという状況ですが、そのハラスメントについてのチェックとか予防について検討されているかどうか確認したいと思います。

〔木林総務課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 総務課長。
- 総務課長（木林直樹君） ハラスメント対策ですが以前はセクシャルハラスメントのみの要綱を策定して対策を講じていました。その後、今委員からお話があった法改正がありましたので町としても基本方針またハラスメント対策要綱を策定しまして全職員に周知し、対応しているという状況です。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔工藤秀一委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 工藤委員。
- 1番（工藤秀一君） 実態というか確認する上でもハラスメントのアンケートチェックとか今様々な企業でやっていますので、そういったアンケートチェックによって皆の声を聞くのも大事なのかなと思いますけどいかがですか。

〔木林総務課長挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 総務課長。
- 総務課長（木林直樹君） 只今ご意見ありましたアンケート調査、こちらは実際のところ今はまだ行っていません。先ほど周知ということでご説明させていただきましたが、庁舎内で相談体制を設置しましていつでも相談を受けられるような体制を整えていますし総括安全衛生委員会の中でも毎年対応について色々協議してきている状況でしてできるだけ相談しやすい体制は整えていますし、今まで案件的にハラスメントだということではなくてそういう相談と言いますか職員から色々相談を受けているという実態もありますので、アンケート調査については今後また検討させていただきたいと思っています。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。
- 委員長（鳥越真由美君） 96、97、他になれば次に移ります。98、99ページありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので100、101ページ。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） では次に移ります。102、103ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 102ページのところの毎年聞いているLED照明設備リース料の関係ですが今年度どれぐらいの減少率を見込んでいるか。過年度7年ぐらいで相殺できるかというふうに見込んでいるが、物価高騰、電気代値上がりによってわからなくなったということだったのですが、その後どのように精査されているか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 只今のLED照明のリース料の方ですがリース料の方については定額ですので変わりはありませんが、電気料金の方ですね、今議員もおっしゃっていたように私以前に電気料金が高騰してきているのでとお話したと思います。今過去に遡っていただいて会計年度職員にそれぞれの電気の使用量の方をまとめていただいているような状態にありますので、それがどのぐらいでまだ整理がつくか、かなりの量なものですからはっきりしたことはお示しできませんが、それが整理できましたら決算委員会か何かの時にでも報告できればというふうに思っています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

〔工藤秀一委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 工藤秀一委員。

○1番（工藤秀一君） ここで質問するところではないかもしれませんが、町内の街灯整備なのですが、町内の街灯ってほぼ見えてLED化になっていると思っているのですが、国道と道道にある大きな街灯があるのですが、それらがほとんどなっていないなと思って。それらって何か計画とかって町の問題ではないと思うのですが何か確認してもらったり、計画があれば教え

ていただけたりするかどうかお願いします。

〔塩谷建設課長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） ちょっと私の方でも把握していないのですが、それぞれ道路管理者がございまして北海道開発局であれば国道を管理している、道道であれば北海道が管理している、市町村道はそれぞれの市町村が管理している。その中で道路関係について長寿命化の計画を策定するかそれぞれやっていると思いますので、その計画に則って普通はこうやる予定にはなっているのです。確認することも可能ではあるのですが何らかの計画を持ちながらそれぞれの道路管理者が進めているということだと思います。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔工藤秀一委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 工藤秀一委員。

○1番（工藤秀一君） 管理が違うとは言え町内に昔のライトがあるとやっぱり何となく寂しい感じがするので、ぜひ早い段階でLED化になるように進めていただければと思います。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 安平町内のことですので一応お答えしますが、建設課長が答弁したとおりそれぞれの管理者がいます。それで例えば国道であったり道道もそうですが様々な歩道の設置等含めて要望は行っており、そういった要望会を、意見交換する場もありますので、そういった際に確認をしてみたいと思います。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 私は102ページの14の工事請負費の中で分譲地にするのに水道と下水道の工事を行うというふうに予定をされていますが、これは分譲をどれぐらいの面積でどの区画くらいという、何かお示しがあれば教えて

いただければと思います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの分譲地は昨日の補正予算の方であげさせていただきました109番地の1と4のところ、これが両方合わせて2500平米ほどあります。そちらを6区画に、今予定しているのは6区画に分けましてその宅地に対する水道の引き込みと下水道の公共柵の設置、こちらの方の工事費を計上させていただいています。

〔高山委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 高山委員。
- 10番（高山正人君） 6区画というのはわかったのですが、これだいたい何平米平均なのかその辺もちょっとわかれば教えてください。
- 委員長（鳥越真由美君） どなたかわかりますか。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 申し訳ありません。今手元に資料がありませんので後ほど議員の方に報告でもよろしいですか。まだ決定ではないものからです。
- 10番（高山正人君） はい。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

- 委員長（鳥越真由美君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） なければ次に移ります。104、105ページ。

〔箱崎委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 箱崎委員。
- 8番（箱崎英輔君） 105ページ8目自治会館施設費というところで自治会館管理経費、昨年度に比べて13万5000円ほどアップしているのですが、こちらは今電気代とか光熱水費が上がっているということでこれに対応するとい

うことでできるのかどうか確認したいのですが。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの方の委託料は議員のおっしゃるように電気料もですが灯油の燃料代の方もアップしていきまして、それらが加わっての増額となっています。

〔箱崎委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 箱崎委員。
- 8番（箱崎英輔君） 今までこの3年間、町内会自治会の行事ってほとんどストップしていたと思うのですが、令和5年度からはほぼ平常的に戻ってくると思うのですよね。そういった中でこの値上げ分だけで対応できるかどうか、何か補助的なものは町の方で考えているのかお聞かせください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの委託料については今まで自治会の方からのそういうような要望は私の方の耳には入っていませんので、とりあえず今は町の方ではそれで足りているのかなと思っています。

〔箱崎委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 箱崎委員。
- 8番（箱崎英輔君） 実際ですね町内会自治会、今年度決算出すのでしょうけどだいぶ電気代が高くなっているのがあってちょっと赤字までなっているかどうかわかりませんが、だいぶ厳しい状況になっているのはご理解いただいて、もしこれで足りなければ補助的なものを計上していただくということは可能なかどうか。そこだけ確認させてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） その辺につきましては要協議と言うか、決算を出していただいてからご相談していただければと思っています。

[及川町長挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほど高山委員の資料がっていうことで私も手持ちにあった資料でお答えしますが、碁盤の目のような形になっていない場所でありまして、それぞれ若干の差はあるのですが約96坪ぐらいのところは3件、そして120坪の122から125坪が2件、ちょっと広めになるのですが163坪が1件。ただ通路部というところも地形上あって、出入口が道路に面していなければならぬということもあって、そういった作り方を工夫しながら6区画は取れるだろうということで現在試算していますので基本的な面積としてお答えさせていただきます。若干変わる可能性があります。よろしくお願いいたします。

○委員長（鳥越真由美君） 104、105ページで他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） なければ106、107ページ。

[三浦委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 107ページのところですが、まずモネのシステム使用料の関係ですが現在の実績はどのようになっているかというのと今後どのように進めていくかが1点。

あとすみません、これはあれなのですが地域公共交通対策事業の地域おこし協力隊の部分ですが、どのようなことをするのか内容をお知らせください。

[山口政策推進課参事挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） ご質問のありました最初のモネの取り組みについてです。モネバスの部分についてはスマホ予約ができる状況になっていましてR3年実績ベースになります。追分地区で新規登録の間ずっと3年分ですね登録者数が57件、予約実績は1件でR3年R4年度についてはゼロ状況となっています。早来地区についてもR元年度からR3年度の実績の登録数で30件、予約実績はゼロという状況になっています。この後の取り組みをどうするのかっていうことでした。こちらについてはまず令和元年2月に安平町とモネテクノロジー株式会社との間で覚書を締結しています。その中

身が安平町の行政区域における自動運転車輛の普及に向けた次世代サービスにかかる施策等をお互いに連携して取り込もうということが大きな目的となっています。先ほどのとおり実績は現時点では低調しているのですが、この取り組みについては国の自動運転走行、そうした施策等足取りを揃えながら進めなくてはいけない部分もあります。総合的中長期的な視点で考えているところでしてスマホ予約システム、自動サービスまたは次世代運行というところを捉えながら地道な取り組みにはなるのですが、先ほど小板橋参事の方でご説明があったスマホ教室等を通じながら着実に普及をしていきたい、またCM等でも流していくような形でしていきたいことを考えています。あとR6年4月に策定した、あ、R4年ですね、R4年4月に策定した安平町の地域公共交通計画においてもそうした方向性を書いています。また安平町DX計画と連動しながら一つずつ丁寧にやっけていきつつ町行政だけで何とかなるようなものではないと考えています。この部分、皆様身近にいる皆様が自分たちの公共交通を守ってほしいという視点をいただきながらデマンド交通を利用している方がいてスマホに興味がありましたら役場の方でも丁寧に対応しますし、また身近な方が説明等をしていただきながら共同で何とかやりながら着実に進めていく分野だと考えていますので、そのような取り組みの方向性を進めていきたいと、考え方をしています。

もう1点についてです。地域公共交通事業の地域おこし協力隊の内容かと思えます。地域おこし協力隊、こちらR4年の、昨年6月に策定した地域公共交通計画の中で早来地区のハイヤーが空白だということ課題として捉えていまして、こちらに何とかハイヤーの人材確保をしていきたいという観点に立っています。そうしたところからこれから運転手の確保に向けた地域おこし協力隊2名を募集していきたいと考えていまして、その予算の形状となっています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 若干補足します。モネについては目的等そのとおりですが、私としては今後スマホ教室等でスマートフォンで予約をできる、登録する、そこまで終わることなく逆に何か事業の現地までにその方たちに実際に予約してもらって乗って行っていただく、体験すると。経験して体験してその予約がさほど難しくもなく逆に便利で24時間予約もできるという快適性を体験していただいて、そして利用者の、固定利用者を増やしていく取り組みに今度は進めていくべきではないかなと考えていますので。そういった段階にステージを移していきたいと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 予約システムについてはわかりました。自動運転の方の実証実験もされているということも答弁いただいていたのですが、冬の方が課題と町長もおっしゃっていたのですが、冬はなかなか実証実験も自動運転もできないかと思うのですが、この辺どのように捉えてらっしゃいますか。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 以前も冬の自動運転化のハードルの話はさせていただきました。当然これは安平町だけの問題ではなく北海道様々なところでレベル4で速度は遅いですが実際の夏場では既にサービスを提供している、それをニュースでも報じられているケースも承知しています。また、冬も自動運転化の実証実験を行ったケースもお聞きしていますので、安平町についてもこのモネ事業をした時に例えば町長公用車の方に装置をつけて自動運転化だけではなく例えばその車両が至る所町内を走ることによって町道で振動が起きる、そこに今でいう大きな穴が空いていたりそういうことも感知できる。そういった様々なこともこのモネシステムというのは想定して取り組んできていますので、まだ実証実験の段階ではありますが近い未来がもう来ていますので、そういったところにいち早く安平町がチャレンジできるように情報も提供を過去にはしてきていますので、まだ自動運転化の技術ができあがったものをパッケージで導入するというやり方もあろうかと思いますが、安平町としてはこれでも経費が掛かっていると言われるかもしれませんが、そういったところも視野に入れながら様々なデータも提供しながらできるだけ、まずは冬が難しくても夏場だけでも自動運転化ができないか、将来的にはスクールバス、時間が決まって運行ルートも決まっている、そういったところを何かできないのか。またはお年寄りが、高齢者が病院に行く送迎も課題になっているわけですから。この小さい町だからこそできることもたくさんあるかなと思いますので、この安平町を実験のモデルとするようなイメージも持ってこのモネ事業に協定を結ばせていただいていますので。なかなかハードルが低い事業ではありませんので、本当は東京オリンピックにレベル4でやっていってそれを大々的にというのは考えていたそうですがコロナ禍でなかなかそのオリンピック事業も観客も集められなかったり色々な制約があって決してうまく順風満帆に進んでいる事業ではないと思っていますが、そういうところも含めてこれから諦めることなくチャレンジし続けたいと思っています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば道路の穴も感知できると教えていただいたのですが、これがうまく使えるようになったとして道路の補修がここは必要だなと感知するという、現地に行かなくても例えばここ補修必要だなとわかるようになっていくということも見込めるのかどうか。そこが補修が必要とわかった場合に、わかったら見に行く形もとれるのかどうかというの、ちょっと想定内かどうかわからないですがいかがですか。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） それは例えばの話でしたケースで、当然大きな穴が複数個所空いているのは、それは道路点検しながら今も補修かけていっていますから、それはその穴がないようにこれはモネシステム関係なくしていかなければならないことだと思っています。ただ、モネシステムというのは先ほど言ったようなことを更には移動、車が自動的に自宅まで来て品物を届けてくれるですとか、そこにサービス車輛として自宅まで来ていただいたり地域まで来る。そういったことも遠隔でそこで手続きができたり、マイナンバーカードはまさしくそういった車輛の中でサービスを提供した、これは昨年2月に事例をやって出張サービスもさせていただきましたが様々なサービスが、ただ役場に来てくださいというだけではなく、出掛けて行ってサービスを提供する、そんなことも様々あるのです。その中の一環としての事例ですから、そういったこともこのモネシステムは対応できる。行政にとっても非常にプラス効果が大きい取り組みだと認識しています。ただ自動運転化をやっているその取り組みとはちょっと内容を異にしているということです。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） ないようなので次に移ります。108、109ページ。

〔高山委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 同じ目になるのですが、地域公共交通対策事業で2名の

地域おこし協力隊をドライバーとして採用したいということであったもの
ですから、

○委員長（鳥越真由美君） ん。前のページの関係ですか。

○10番（高山正人君） いえ、それでずっと来ると18の負担金補助金の交付金と
いったところが繋がってくるかと思うのですが、そこに地域おこし協力隊の
助成金という数字が出てきていますので、これとの関係についてどうなっ
ているのかを聞きたかったのです。

○委員長（鳥越真由美君） はい。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） こちらの地域おこし協力隊助成金251万2000円。
その隊員2名についての活動助成金というものが使えるようになっていま
して、その予算の計上となっています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） ということは別枠で2つ合作して2名分の支払いをする
ということの理解でいいのですよね。事業費の中でこういう振り分けの仕方
をしているということは、ちょっと分けている部分が報酬と交付金である
ということではなかなか難しい部分があるのですが。同じ2名分でそのままこの
部分の交付金として入れているということで理解していいのですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 隊員一人当たりに対する予算の計上の仕方があ
りまして、それにぶら下がる科目が先ほどの部分が人件費相当が主になっ
ています。報酬とか手当とか共済費ですね。それが直接的な人件費相当でかか
っている経費。今度、活動隊員の活動そのものに対する助成金を予算措置す
ることができまして、それが今回このページで出てきている助成金という形
の計上の仕方になっています。2名分になります。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 若干補足しますが、給料部分と活動費で燃料費だとか研修費だったり教材費だったり認められた活動経費というのが両方支給することができるのですね。活動費については毎月どういったものに使ったのか全て報告を上げていただいていますので、領収書含めて。そういった2本立てということでページが分かれて科目も分かれていますのでわかりづらいのですが、トータルでその隊員の方は活動を、生活もされているし活動もされているということです。

○委員長（鳥越真由美君） 他に108、109ページ。

〔米川委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 109ページの地域公共交通維持確保ハイヤー運賃等助成金の場所ですが、これハイヤーを利用している方にとっては大変ありがたいということで好評な事業だと思うのですが。ただハイヤーに乗ったことで乗車したことで不愉快な思いをしたりとか危険な思いをしたことのある人が、何名からか改善をお願いしたいという声が寄せられています。この不愉快の思いというのは声を掛けられたその言葉に不愉快な思いをしたって。危険な思いというのは、まだハイヤーから離れていないうちにドアが閉められたりとか車が発進されたりとかして引きずられそうになったりとか興奮して寄せられてきた人は皆さん高齢者です。ハイヤー利用しますので杖をついたりとか色んなことで体の不自由な人の方が多いのですが、そういう思いをしたことがあるので事業者とは役所の方ではどういう話し合いをしているのかね。そんなことを指導していないのかといったことで大変危険なために不安に思っている方がいらっしゃると思いますので、この契約においての内容だけでなく、金額的な業務の内容だけでなく、こういうお客さんとの対応の仕方についての話し合いというものはしたことがあるのかどうか。もし、したことがあったとしても再度安全に気を配ってほしいことをお願いしていただきたいと思います。いかがですか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） まず今みたいなことのお話については私どもでも承知していないところがありまして、改めてそこは認識して対応したいと思っています。現状についてご説明させていただきますと、この補助事業はハイヤー事業をやっている追分ハイヤーに対して助成金をするという関係性になっていまして、事業自体は追分ハイヤーが運輸局の届け出をして、そ

の指導のもとということにはなっています。そうは言いつつも町の地域公共交通を担っていただく大事な事業者ですので、安平町の地域公共交通委員の中に追分ハイヤーさんが入っています。その中でこうした話の部分、これまで把握不足がありましてできていなかったのですが、今後そうした点についても話し合いできるように心掛けていきたいと思えます。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありますか。

[小笠原委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員。

○3番（小笠原直治君） 同じこの関係、地域おこし協力隊助成金。運転手ということで2名でして、その下の地域公共交通二種運転免許取得費、これはこの方の2名の二種免許を取るための助成金なのかどうなのかってということが1点と。

それからハイヤーの助成金、去年は感染防止の関係で出ていましたね。私感染防止だったら出たのかな、コロナ対策で出たのかなって思っていますが。今度はどこかからお金が出るのかね、補助金が出るのか2点目で。この2つだけ先に。

[山口政策推進課参事挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） まず1点目の地域公共交通の二種運転免許取得費助成金。こちらはR5年度からの新規事業ということになりまして、こちらから昨年6月に策定した地域公共交通計画の施策の中で謳っていたものとなっています。地域おこし協力隊がこれ使うのかってということだったのですが、そこも一つ想定の部分であるのと、もう一つ協力隊制度を活用しなくてもハイヤー事業者が自らそうした方を確保できて、この助成金を使いたいと。そうした幅広な形を想定しています。

もう1点目の今回は地域公共交通維持確保ハイヤー運賃等助成金という名称だったのですが、これは言われるとおり昨年までコロナ感染の感染拡大防止個別旅客運送事業補助金ということでコロナ対策の流れでやっていたものです。今回コロナも収束に向かっていったのと、新しく計画を策定したと。このハイヤー事業はととても好評ということもありまして今回独自事業という位置づけでこのように名前を変えてリニューアルした状況になっています。この財源については現時点では安平町の独自財源を予定しています。

[小笠原委員挙手]

○委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員。

○3番（小笠原直治君） ちょっと参事、俺は意味が通じなくて。地域おこし協力隊2名を新たに入れますよと。それは地域交通を守るためにやっていたきますよということですね。そうすると必然的に二種の免許を持っている方が来ればいいけれども、必然的にこの方に取得の助成金が出るというふうになろうと思っています。タクシー会社が二種の免許を取っている人を雇うたら地域おこし協力隊入れる必要もないし独自で追分ハイヤーが雇って自分たちでやればいいのですよ。あえてここに上げるということは居なくて成り手が居ないから地域おこし協力隊の町内外からの町長の町政執行方針に載っている、いわゆる外部部隊の人材を使って地域のものについてやろうという流れの中でしょ。そういうことでいいんでしょ理解して。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 意味合いとしては背景に人手不足ということがありまして、これはもう札幌とか千歳、民間のハイヤーの運転手もなかなか確保ができない状況と。そういったハイヤー会社でも大型二種の助成も出しますよと、民間レベルでもやっている取り組みになっています。今回私どもとしてはハイヤーの空白自体が最大の課題だと認識してまして、とにかく人手を確保してハイヤーが運転できる、持続的にできることを目的としています。その上で町としてできることは何なのかと考えた時には地域おこし協力隊、こうした制度を使ってより民間の負担感を減らして確保できないかという施策の位置づけで打っています。これとは別に民間独自としても協力隊制度はまた制度的な要件があります。都会、過疎地域ではないところから来る方という制限があって、仮にハイヤー事業者の方で良い人がいてこれは町内の中で何とか居そうだとした方が二種免許は持っていないケースも考えられますので、そうした選択肢をいくつか用意した上での確保対策となっていることをご理解いただきたいと思います。

〔小笠原委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 小笠原委員、3回目です。

○3番（小笠原直治君） 何か参事歯切れが悪いな。運転手が居ないから町内外からの人たちを利用して確保しますよ当面ということでしょ。そう言ってくればスッとおきるわけだ。そうでしょ。

それともう1点は、実はなぜタクシー会社が運転手居ないかってことは賃金が安いからなのです。だから来ないのです。そうすると3年間のハイヤ

一業務に対する支援をしたら、地域おこし協力隊が終わったあと生業としてハイヤー会社に勤め得れるのかっていう見通しもまたこれ全く暗いのです。その点についてハイヤー会社で支援に行くっていうことは、まさに安平町に残ってもらってその業務の生業で生きてほしいというのが地域おこし協力隊の中身ですからね。そうになっていくとなかなか厳しさの面があって、そこ辺りについてはどのような考えをしているのか伺います。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） まず確認の意味で、地域おこし協力隊をドライバーとして何とか雇用していきたいというのが一つの考え。もう一つは二種免許の取得の助成制度を作って地域おこし協力隊の方でもそうではない方でもやっていくのがもう1点。今小笠原議員が言われた課題が我々もそこが一番問題だと思うのです。地域おこし協力隊員が3年後卒業すると。そしてそういったケースはやはり残ってそのままハイヤーの運転手を続けてもらいたい。そこのためにはやはり収入を上げていく必要がある。ですからハイヤーの助成券の交付というのはコロナ対策でやったのですが非常に好評であり、ここをただ単純にハイヤー会社にお金を補助金として渡すのではなく、町民の方にお渡しして利用していただいてハイヤー会社にお金が届くということでトリプルウインという形になるのですね、三方良しという形になる。そういったことをこれから地域の中でやっていかないと回っていかないだろうと思っています。その制度設計はこれからですけれども我々としての考えとしては地域おこし協力隊の方が卒業して、その収入だけでは今までも相当悪いですが、例えば60過ぎた後に第二の職場として例えば年金と合わせて暮らしていくとか、そういった色々な制度設計を従来ずっと考えてきた部分があったのですが、これから例えば若い方、これから独身で結婚していくことを考えていくとある程度の収入が必要となってくるので。そういったものは例えば役場がそういった制度を作ってハイヤー、公共交通を守っていくために何か助成制度を構築していくのか、そういったところも踏み込んで考えていかないと課題にぶち当たっていくだろうと思っていますので、まだそこは計画ベースでも予算でもありませんが、その3年後に向けて踏み込んだ検討をしていかなければならないなと思っています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 108、109。

〔内藤委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 内藤委員。
- 9番（内藤圭子君） 109ページ（5）町民参画推進経費がここ計上されているのですが、町民自治推進委員会というのは、この予算は何回分なのでしょうか。

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 政策推進課参事。
- 政策推進課参事（山口崇君） そちらの報酬ですね、町民自治推進委員会委員。この方たちにかかっている報酬等の部分では年4回分の開催を想定した予算となっています。
- 9番（内藤圭子君） ありがとうございます。
- 委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。はい。

- 委員長（鳥越真由美君） 他に108、109はいませんね。

（「なし」の声あり）

- 委員長（鳥越真由美君） では110、111ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 111ページの部分の下の方の地域おこし協力隊定住促進事業の方の地域おこし協力隊はどのような活動を行っているか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 委員長（鳥越真由美君） 政策推進課参事。
- 政策推進課参事（山口崇君） こちらの定住促進事業にかかる協力隊については移住定住交流推進という形で1名の予算をみている状況となっています。現在主にエントランスで活動している隊員でして、今回こちらの安平、昨年6月に設立された安平移住暮らし推進協議会、そうした中で移住ツアー等を組んだり、今度地域おこし協力隊インターンという方を迎えているのですが、そうした人たちの交流の橋渡し、そうした取り組みを地域で実施してくれている状況です。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） この予算の隊員については今年度も採用していきまして、先般移住ドラフト会議ということで札幌のホテルの方で2日間日程であったのですが、そういった際にも同行して新たな安平町の応援団になっていただけのような、そういった方の様々な交渉であったり、そういったところも担っていただいている隊員です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） そのような活動をされてどのような効果が得られたか。今年度はどのように見込んでいるか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 現在、移住希望者の方からかなり問い合わせが増えている状況と、早来学園ができることで移住ツアーということをして早来学園を見学しに行ったり、そうした教育の取り組みを発信することで町外の方に魅力を伝えている取り組みをしているのですが、この東條君は協力隊で外から来た方なので外から見た安平町の良さ、教育の良さを町職員とは違う客観的な立場で発信していただいで説得力をいただいているなど感じています。先ほど町長もご説明した移住ドラフト会議も、その場でも安平町と面接を36名の方とやったのですが、町職員と一緒に東條君が町職員ではわからない魅力を発信していただいで良さを伝えて何とか次の移住につながる取り組みをしてもらっています。またインターン生の取り組みについてですと、同世代の方が多くいまして地域おこし協力隊でインターンできた大学生の方々が途中でホームシックになったり気持ちが落ち込んだところを年の違う東條隊員が寄り添ってあげることで元気になったというお話も聞いていまして、確実に町全体としてはおもてなしの対応として一つ効果をいただいで、また翌年に繋がっていくと評価と実績が出ていると感じています。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

○委員長（鳥越真由美君） 他にありますか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 私の方からは110ページ（6）の地域おこし協力隊活用事業ということで、地域おこし協力隊生業形成マネジメント業務委託料って。これ中身がよくわからないのです。説明をお願いします。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） こちらについては協力隊が来た時に初めての土地であったりすることもあるって、なかなか悩んだりとか活動をどのように展開していったらいいだろうということがありまして、町職員総括である政策推進課、現課対応である教育委員会の方等でも対応するのですが。それ以外になかなか町の職員に直接言いづらいことがあったりすることもあります。これは先進地の例も参考にしながら業務委託に出すことで第三者としての相談場所を作ることが取り組みのきっかけになっています。その中で年に4回定期的に現状相談を聞きまして現在の取り組み状況だったり悩みごとであったり把握しながら委託先の業者の方で対応していただいて、役場と共有しながら今後の対策をして少しでも途中で任期や、途中で帰ることにならないようにと。可能であれば引き続き安平町と定住していただくその後の関係性を末永く築いていくと。定住率を上げるためにこの取り組みを取り組んだ業務内容になっています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 町おこし協力隊員が困った時に何か助け船を出すためのわざわざその確保のためにこれを業務として委託をするという形になるのかっていう感じでしか受けていないのですが。そこまでしないと協力隊員というのはここに馴染まないのか。生業形成ということは要はここで生き続けられるようにするためのマネジメントだから、要はこの町に住みたいという意識を持っている人が協力隊としてこの地域に来るのであって、それをわざわざ困ったことの悩み事を解決するためにわざわざその業務をこの方々、誰かにお願いしなければならない。町職員がいてもどこかに委託しなくてはならないという理由がよくわからないのですが。もうちょっと説明してください。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 政策推進課参事。3回目になります。あ、2回目か。失礼しました。

○政策推進課参事（山口崇君） 定住定着に向けたマネジメント業務ということで議員おっしゃるとおり協力隊員のそこまでして支える必要があるのかということだったと思うのですが。協力隊もよその地域から思い切って安平町に来ていただくこともあります。その全国的なこれは例ですが、その部分で心を病んだり、せっかく来ていただいたのに活動がうまくミスマッチが起きるといのも現実として起こってしまして、安平町としては今回せっかくできたご縁を少しでもいい形にして双方が良い中身の活動にしていきたいということが一つ主眼となっていることですので、定住目的で来ているのにとご指摘もあろうかと思うのですが関係人口、末永い関係性づくり、そうした点でしっかり支援しながらいい活動をするのが町に返ってくるという考え方をしています。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 補足させていただきます。地域おこし協力隊制度ができてから相当期間が経って最初は移住定住、卒業した後にはそれで目的を達成してそのまま安平町に住んでいただくというのが当初の目的でしたが、なかなかそう簡単にはいかなく、思うように事業も成功しないケースもやはり出てきました。職員も例えば政策推進課が窓口になっている部分もあるのですが、当然隊員が配置している部署というのは様々ですね。ですからそこを一元的にコントロールもしていかなければなりませんし隊員の方の助言だったりアドバイスのことも定期的なずっとやっていかなければならない。また、その生業に向けたその方にも成功してもらわなければならないことを、それも一つの業種じゃなくて幅広に色んな目的で色んなことにチャレンジして、そして移住してくださいというだけではなくチャレンジしてそこで結果を出して次にステップアップしてという、そういった地域おこし協力隊も認めているのです安平町の方で。ですからそういった中で伴走型年4回だけではなく、それも全ての協力隊員に聞き取りだったり課題だったり、それをどういう方向でどうもっていくかを我々役場職員であればそこまでのコーディネートであったり専門的なこともできない部分も補っていただいている。当然我々も任せきりではなく、担当職員は一緒に動いたり一緒に仕事もしていますからね。そこでも当然カバーしているのですが全体的なものだったり民間でなければなかなか助言ができない分野も含めて担っていただいているということですので、これもこういったやり方を始めてからまだ2年かそこらしか経っていませんが、私としては隊員の様子っていうのが先ほど申し上げた例えば活動報告がただ上がってきてもなるべく行事には参加していたり、あびらチャンネル見たりしていますけど、その様々な活動の深いところまでってなかなか把握するのは難しい部分があるのです。でもそう

いった報告を随時上がってくることによって協力隊員全体の仕事のレベルであったり方向性だったり。1年の方もいれば3年目の方もいるし卒業した後の調整をその担当課だけに任せておけない、そんなことも色々あるのです。それが2、3名の時代はいいのですがもう10名を超えていますから。そういったところをトータル的にコーディネートしていくことではまさしく委託事業は機能していると思っていますので。なかなかわかりづらいかもかもしれませんが議員もこれからコロナ禍もあって事業も実施できなかったり、中止にしたり、オンラインでやったり、様々なことがあったのですが、これからは委員の皆様方にもご覧いただけるような参加していただけるような機会も増えてくると思いますので、その中でまたご意見、ご提言いただければと思います。

○委員長（鳥越真由美君） よろしいですか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 高山委員。3回目です。

○10番（高山正人君） はい。町長の説明を聞いて、半分ぐらい理解できたかなという気はしています。ただ言えることは10名になった、じゃあアドバイスをここでいただかなくてはいけない。これ正直言って人間の生きる道ですからそれぞれ満足してその仕事を求めてきていけば問題ないかもしれないけど、理想と現実にかげ離れている状態だということも多々、いっぱい社会的にはあるわけですから。当然その悩み苦しむ、それで頑張っていかななくてはいけないっていうことは人生当たり前のお話であって、それをわざわざサポートしてやらないといけないという現状に今あると考えると、本当にこの地域おこし協力隊っていうものの元々必要な部分、選ぶ時の必要な部分をもっとコアにやっていかないと正直なところ入れちゃったけど何とかこのままだったらいなくなってしまうから、解決するにはこんな事業としてサポートもしていかなければならないというふうになっているのが現状だとすると非常に辛いかなというふうには感じています。

〔及川町長挙手〕

○委員長（鳥越真由美君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） そこまでではないのですね。もうちょっと当然目的を持ったり、そして過去に経験があったり。例えば新卒の方であっても学生時代に今でいう安平町でやっているようなインターン的なことをやって、それを安平町でまた、安平町が今教育で様々な方が入ってきていただいて活動している、こういったフォローもしてくれている。だからこそ若い人材が集まってきているということもありますので。ですから過保護とかにはあたらな

いように、ある程度例えば40代ぐらいの方が実績も十分あって来ていただければいいのですが、その方の例えば報酬からいくと地域おこし協力隊ではやっぱり低いのですね。その国の制度の範囲でしか今のところ報酬も活動費も払ってこなかったということ。例えば40代のそういったことを希望するのであればもっと待遇を改善していかなければならないという課題もありますので、どうしても20代の方が多くなってくるのも課題にありますので、そこら辺課題としては認識をしてより良い方向にどう持っていくかを今我々も日々悩みながら、また業務も新しいものがどんどん、これは職員だけではできないそれを地域おこし協力隊の力も借りながらこの課題を解決していこうという取り組みでもありますので。例えばニセコ町だったり厚真町も我々の町よりも相当多くの人数を採用しながら、例えば報告会を議員の皆様方にやる、そういった試みも厚真でやっていると承知していますので、やり方が真似するというのではないのですが色んな地域での課題、試み。そういったところがありまして、安平町についてはまさしく移住定住、教育といったところを柱にまちづくりをやっているのです。そういった方たちの、動けるスタッフを確保していくのが課題でありますので。こういった委託事業も導入しながら安平町には地域おこし協力隊員がチャレンジしてもちゃんと支援していきますよと、そういった応援体制はきちんとされていますよと。そこが地域おこし協力隊員が色んな実際は全国皆手を挙げていますから。どこに行きたいかというところのポイントとなってくることも情報をいただいていますから。ですから我々としてはこういった取り組みも始めたということをご理解いただけたらと思います。

◎ 延会宣告

○委員長（鳥越真由美君） はい。ここでお諮り致します。本日のこの会議はこの程度に留め、これで延会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鳥越真由美君） はい、ありがとうございます。異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会とすることに決定しました。本日はこれで延会とします。尚、明日14日は午前10時に再開しますのでご参集願います。本日はご苦勞様でした。ありがとうございます。

延会 午後4時52分

会議の経過を記録してその相違ないことを証するため、安平町議会委員会条例第26条第1項及び安平町議会会議規則第123条の規定を準用し、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

副委員長

署名委員

署名委員
